

議事日程（第2号）

平成22年3月8日（月）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 高橋道弘君	2番 高橋真一郎君	3番 鳴原利光君
4番 高橋道也君	5番 菅野清一君	6番 齋藤博美君
7番 昆久美子君	8番 菅野意美子君	9番 新関善三君
10番 黒沢敏雄君	11番 三浦浩一君	12番 五十嵐謙吉君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 高野善兵衛君
16番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	高橋孝君
総務課長	仲江泰宏君	企画財政課長	佐久間恒司君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	菅野浩市郎君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	神野幸一君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	佐藤光正君
生涯学習課長	佐藤勝雄君	総務課長補佐	大内彰君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において3番議員 鳴原利光君、4番議員 高橋道也君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2，これより一般質問を行います。

一般質問は一問一答方式により行い、議員の発言は答弁を含めて60分以内いたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようにお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

3番議員 鳴原利光君の登壇を求めます。鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） おはようございます。偶然にも1番目を引きました3番の鳴原であります。通告書の質問に入る前に、この前行われましたバンクーバーオリンピックで、日本のスケート陣が5個のメダルを獲得されました。次に続く子どもたちに大きな夢と希望を与えてくれました。我が町の山木屋の田んぼリンクからも将来のオリンピック選手の誕生を願って、先の通告書に従って大きい数字3点についてお伺いをいたします。

まず、1点目であります。旧川俣精練株式会社貯水池の管理対処を問うであります。操業を停止して2年が過ぎ、2か所の貯水槽が荒廃し、周辺住民からは苦情が寄せられております。当局は、この現状を把握しているかであります。

2点目であります。社会から孤立し、死後長期間放置されてしまうような孤立死の予防対策について質問をいたします。高齢化や核家族の進行により、単身高齢化世帯や高齢者のみの世帯が急増しております。孤立した生活というのは、特別な生活体系ではなく、もはや標準的な生活形態となっております。このことから、孤立死ということが多くなっております。人の尊厳を傷つけるような皮肉な孤立死を防ぐためには、低下している地域のコミュニティ意識を掘り起こし、活性化することも重要だと思われまます。このことから、高齢者の虐待対策、認知症対策、災害予防対策にも通ずることであり、地域の特性をやっていかなければならないということでございます。我が町としては、どのような対策を考えているのかお伺いをいたします。

3番目であります。浄化槽の管理についてですが、伊達地方消防組合南分署のし尿が役場の浄化槽で処理しているが、管理費、清掃料を消防組合は町に負担しているか。以上、3点についてお伺いをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） おはようございます。今日から一般質問、今日、明日とよろしくお願いいたします。それでは、3番 嶋原利光議員の質問に答弁をいたします。

最初に、第1点目、旧川俣精練株式会社は操業を停止して2年が過ぎ、2か所の貯水池が荒廃し、周辺住民から苦情が寄せられているが、当局は現状を把握しているのかのご質問でございます。現在の管理状況につきましては、先の12月定例議会一般質問におきまして、三浦浩一議員に答弁をいたしたとおりでございます。その後、管理の状況等については変わりがない現状でございます。2か所の貯水池につきましては、立ち入り防止の有刺鉄線、フェンスの破損が見受けられる現状を見てまいりました。今後とも危険防止のため、貯水池に立ち入ることがないように地域住民の方々、特に隣接している川俣南小学校へ注意するよう周知をしてまいる考えであります。

次に、第2点目、孤立死の予防対策についてのご質問でございますが、そのうちの(1)の緊急通報システムの設置率の向上につきまして答弁をいたします。本町におきましては、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が急増しており、平成22年1月現在で、このような一人暮らし、高齢者のみの世帯の人数は、合わせて789人となっております。このような課題に対応するため、町では高齢者保健福祉計画の中で、地域コミュニティの活性化を図る考えから、家で閉じこもりがち、話し相手がない、寂しいといった不安や悩みをお持ちの高齢者の方に、近くの集会所などの身近な場所に集まっていただき、「気軽に」「無理なく」「楽しく」「自由に」過ごせる場をつくっていただく「いきいきサロン」の設置に力を入れております。現在17か所で設置されまして、大変好評でございます。今後は、100か所の設置を目標として、積極的に事業を展開してまいりたいと考えております。また、地域の見守りといった観点では、地域の自治会、民生児童委員や行政区長さん、行政連絡員などの方々が連携をし、常に見守り体制が確立できるような組織体制の整備をしていくことが重要となってきており、今後、そのような組織体制の整備を構築してまいりたいと考えております。緊急通報システムの設置率の向上につきましては、今後も町広報誌への掲載や民生児童委員による周知をお願いするなどにより、積極的に取り組んでまいる考えであります。

次に、(2)の高齢者世帯に対し、緊急通報システムを無償で設置することは考えていないのかのご質問でございますが、この緊急通報システムは、平成12年度の導入当初は、県の補助金を活用して導入できた経緯があります。その後、平成17年度からは県の補助事業の対象外となったために、翌年度の平成18年度からは、無料としていた月額利用料を、所得階層に応じまして無料、400円、800円、1,200円と4段階の利用料金を設定し、設置者から徴収をいたしておるところでございます。なお、この設置料は1か月4,200円でございます。平成22年度予算には、総額635万1,000円を計上してございますが、受益者の方からいただいている負担額は83万5,000円でございます。差し引きますと実施的な町の負担額は551万6,000円でございます。今後も現在の所得階層の区分による要求

設定によりお願いしてまいる考えでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、第3点目、伊達地方消防組合南分署のし尿が役場の浄化槽で処理されているが、管理費、清掃料は、消防組合が町に支払っているのかについてのご質問でございますが、現在の伊達地方消防組合南分署の建物は、昭和44年に川俣町常備部として町が建設した施設であります。し尿処理施設については、役場本庁舎西側の浄化槽に接続し、処理されております。その後、昭和48年度において、伊達地方消防組合への加入により、現在の南分署庁舎を伊達地方消防組合に譲渡し、同組合所有の建物として現在に至っておりますが、この間、し尿処理については、建築当初のまま役場本庁舎西側の浄化槽にて処理されている状態が継続されております。伊達地方消防組合へ本件について確認を行いました。伊達地方消防組合においても、南分署の維持管理経費に浄化槽に係る費用は含まれていないことは把握しているとのことでした。したがって、どのような経過により現在に至っているのか、資料や記録等による確認ができないところでございますが、基本的な費用負担のあり方から考えた場合、し尿処理施設の共同利用とした観点においては、今後、町と伊達地方消防組合において費用負担のあり方等も含め、これまでの経過確認を行いながら協議していくことが必要であると考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 再質問に入る前に、まず、今月末で定年退職されます佐久間企画財政課長、神野建設課長、長い間大変ご苦労さまでございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。1番目の質問であります。以前にも遠藤議員から20年の12月に質問された経過がございます。二つの貯水池、先ほど町長さんから答弁あったとおり、非常にフェンスも破損しているということで、現場を見てこられたなどと思って、私も聞いておりました。町も大変な問題を抱えているんじゃないかと私は思うんですね。急に倒産された放置された、そのままになっておるわけですが、今現在、どういうふうな管理体制になっているのか分かる範囲で結構でございますが、ご答弁願います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

管理体制ということでございますが、倒産をされまして、破産管財人が今まで管理をされておりました。その破産管財人が昨年5月末日をもって一応管財人を解いたということになりますので、今のところ管理される者がいないという状況になってございます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 管財人も放棄されたということなんですが、私も法律的には分かりませんが、最終的にはこのまま放置されるのか、その辺は町当局ではどのように思っているか、分かる範囲で結構ですからお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 答弁を申し上げます。

今現在、管理されている方がいらっしゃるという状況になってございまして、このままの放置状況でございますが、今のところ管理される方がいらっしゃるということも踏まえまして、このまま放置されるという状況に陥るということで認識をしております。また、この管理をだれにするのかということでございますが、今現在、法律上のことでなってしまうと管理する者がいらっしゃる、いないという状況が今後も続くであろうと認識をしております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） これ動かせない粗大ごみを置いていかれたような問題で、これからどのようになるのか私もちょっと分かりませんが、我々町民の安全と安心を守るための立場におるものですから、やはりきっちりと言うべきことは言って、やっただくことはやっただくということが必要じゃないかと思えます。これには法に基づいてやるほかないと思うんですが、確かなになぜこの問題が出てきたかという、地域住民の方はとても心配しているんですね。私も若いときにこの会社にちょっと7年間ほどお世話になりました。夏になると、お盆前に必ずあの貯水槽を職員の方々と清掃することになっていたんですね。それが倒産されて1年目は、まあ地域の方の話によると、草刈りは1回やったと、ただ、去年はやっていないということなんですね。それで、私もちょこちょこ行って見てくるんですが、まず、小池さんのわき、349号線のところにある一つの貯水槽、これはもう水は半分くらいしか貯水槽には入っておりません。水はよどんでおり、中には土砂が入り込んで、貯水槽の中に浮島ができて、もうその浮島からスキが枯れたままになっている。あと地上の部分もほとんど枯れ草になっております。これはですね、いろんな多方面から考えますと、衛生的な問題、また火災予防の問題からもだんだんひどくなっていくような私は見えてきております。また、周辺の皆さんは、夏になるとボウフラはわく、蚊は出る、最近になっては昨年夏ころは蛇も出てきたというような状況であります。このような状況をですね、町は前の質問のときも、用水路は保有財産だから管理します。貯水槽に関しては、川俣精練の私有地だからなかなか管理ができないということなんですが、その辺のこれからの対応について、ひとつ分かる範囲で結構でございますから、なかなか町も大変だと思うんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 答弁を申し上げます。

今、議員からのご指摘をいただきましたが、今、調整池、349の特に小学校の向側ということで、今の状況のとおり水等についても半分しかなくて、堆積土も大変溜まっておるという状況でございます。その管理につきましては、なかなか個人の旧川俣精練さんの跡地になりますが、その部分についてもなかなかその関係者以外ということで立ち入ることがもちろんできないということなんですが、関係者がじゃどういう方がいらっしゃるかと、今現在、先ほど申し上げましたとおり

管理する方がいらっしゃらないということになってございまして、そういうことを合わせますと、なかなか町の方で個人の財産等について立ち入りをしたり、いろんな防護的な部分をしたり、又はいろんな手だてををするというのがちょっと難しいという判断をしております。今、議員ご心配のとおり、いろんなところの各方面の部分といろいろと相談をさせていただいて、どのような手だてができるのかというような部分についてもいろいろと検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 手だてがないというような答弁であります。昨年度の秋だと思っておりますが、県の方でも川俣精練の周辺の水質調査を測られたと聞いておりますが、異常はなかったと。いろんな物質は出ていないというような私お話は聞いたんですが、今日ちょっと資料を持ってくるのをまだ入ってこなかったものですから資料はないんですが、まあ異常はなかったというような話は聞いておりますが、そのような報告は県の方から町の方にはあっかなかったか、これなければいけないのですが、その辺。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

県の方で水質調査を行うというようなお話は何ってございました。ただ、その結果につきましては、町の方にはまだお寄せをいただいております。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 所有者がだれだかも分からない、このまま手だてもないということでございまして、先ほども私が質問したとおりで、今はこれ枯れていましてからまだいいですが、これからまた暖かくなると、また草が生えはじめます。ということで、周辺住民の方にはとても迷惑なことだと思っておりますが、何かやはり手だてをしていただいて、せめて町で草刈りくらいはできないものか、ここでできるとかできないかとは答弁できないと思っておりますが、そういう手だても必要ではないかと思っております。

あともう1点ですね、先ほど町長さんから話がありました、南小学校もあると、フェンスもさびていると、確かにさびています。これから季節も良くなります。子どもですからちょっとしたところもくぐっていく、そうすると水の事故、いろんなそういうのにも当たるんでないか。そういう点でフェンスには私有地だから看板は立てられないと思っておりますが、せめてその周辺に立入禁止だとか危険だとかという看板くらいはあってもいいんじゃないかと思っておりますが、その辺お聞きしたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

1点目の草刈り等のお話でございましたが、先ほど答弁申し上げましたとおり、いろんな各方面等のいろいろとお話をさせていただきまして、何らかの形の手だて

ができるかどうかいろいろと検討をしてみたいと思います。

2点目のフェンス等大変さびているという状況でございまして、その中の部分のフェンス等についてはなかなか設置等は難しいということで、看板等の設置等というお話いただきましたので、そのような形の手だてをしていきたいと考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 課長の明快な答弁でありました。事故があってはこれ遅いわけですので、事故のないようにひとつ大変ではございますが、町民の安全、安心のためにひとつ前向きに話をしていただきたい。この件はこれで終わります。

2点目であります。やはり現代社会は、まず、どこの市町村も同じだと思うんですが、やっぱり高齢化社会が進んでいる。本町においても65歳以上が30%以上になっている、かなり高齢化が進んでおります。町としてもいろいろな高齢化対策やっています。私も十二分に認識しております。ただ、行政でもやっております、やっぱり本来であれば人と人とのつながりをあって、どうした隣のおばあちゃん元気か、隣のおんちゃん元気かというようなことで確認しあえば、これは非常に良いことだと私は思います。先日もちょっと私ある本を見ましたら、四国のある山村では、昔、北海道の夕張で映画になった黄色いハンカチではありませんが、幸せの。四国のある山村で毎朝赤い旗を玄関に立てるそうですね。そして、それを皆確認してやるんだというような、そういうところもやっております。本町においては、まず、先ほども町長が答弁のとおり、すばらしい緊急通報システム、これは他町に先駆けて実施しておるわけです。これもすばらしいと思います。それで、これも国庫補助がなくなったということで、だいたい当初は平成17年度は216世帯が加入されておりました。18年度は128世帯、19年度は116世帯、20年度は107世帯になっていますね。これ高齢者が進んでいる割には、17年度から20年度までには100世帯減っているわけでございます。これには確かに自己負担という問題もございます。確かに高齢者にもやっぱり年金生活にしておりますので、年金も高い人、安い人も私はいるとは思いますが、町の考えも分かるとは思いますが、これは是非もっとPRして町民にするべきだと思うんです。あともう1点、できれば新政権も替わり、コンクリートから人へと言っておりますが、これこそ正にコンクリートから人であります。もう1回国庫補助でも復活させれば、私も相当な人が孤立死からすることないんじゃないかと思うんですが、その辺ひとつご答弁よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

ただいま質問ありましたとおり、平成12年度にこの緊急通報システムが導入された当時は4分の3ほど補助がありました。その後、補助率が半分、3分の1と引き下げられまして、平成16年度で補助が打ち切りとなり、平成17年度からは町の単独事業となりました。こういった関係で平成18年度以降の利用につきまして、

町では設置されている世帯の方から利用料を徴収することとし、そうした結果が町長の答弁でもございましたとおり、利用率の低下につながっているのかなと感じはしております。なお、今後、設置率の向上に向けまして町といたしましては、広報紙への掲載や地域の民生児童委員の皆さんへ周知を図るなどしまして、設立率の向上に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。私もこの問題は、本当に職業柄自ら孤立死の現場を体験した経験がございます。その現場というのはかなり悲惨なものでありますね。もう少しそういう手だてがあったら助かるんじゃないかというようなことも何回も体験させていただきました。なかなか町としてもなかなか大変だと思っておりますが、子ども手当も結構ですが、社会のために一生懸命尽くしてくれた高齢者のために、やはりせめて緊急通報システムを無償で設置くらい、そういうふうなことも必要じゃないかと私思っております。その辺どのように考えておるでしょうか、ご答弁願ひたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 先ほど答弁申し上げたとおりであります。これらについては、それぞれ負担の問題についてもる検討し、当時の利用状況もいろいろ確認いたしました利用状況についても。そういったことを踏まえて、このような制度の中で、現在やっている制度になったわけではありますが、そこら辺につきましては、質問の趣旨等も伺っているわけでありましてけれども、使い方についてのいろんな広報しながら利用を高めていかなければならない。また、新たな展開ができればと思っておりますけれども、現在、心配されている孤立死やなんかについても、いわゆるこれ人と人とのネットワークですね、私はこれが非常に大事だと思っております。そういった意味の中で、私もいろんな最近亡くなる方も多いですし、いろんな家族の方もお会いしています。お父さんとお母さんが2人だけでいたんだけど、片方が亡くなってしまった。子どもさんは千葉と郡山だと。お母さんだけが残った。どうするかということについては、まだ、お母さん元気なので川俣でお世話になります。何かのときはまた連絡をいただきながら、私らも極力気長にやっていきたいと、そんなことでふるさとへの思いもかけている方もおりますし、また本当に全く1人になってしまうという例もあるように伺っておりますので、そういった場合には介護なども含めながら、それも含めて適切に対応できるよう町としても取り組んでいこうということで、いろいろ具体的な個々の例については対応しているところでございますので、そういったこともご理解いただきながら3番議員の質問の趣旨も十分理解しながら、これからは高齢者の福祉向上には努めていきたいと思っておりますので、改めたいと存じます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 私たちもだんだん前期高齢者から後期高齢者に移っていくわけ

でございますので、是非とも町民の安全、安心の政策をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3番目に入ります。これは町長から明快なる回答がございました。是非ともその組合とお話をしていただいて、前向きに精査していただければ、私はそれでいいんじゃないかと思ひます。

時間まだありますけども、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、10番議員 黒沢敏雄君の登壇を求めます。

黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 10番 黒沢敏雄であります。私は、町民の皆さんから後援会に寄せられましたお話の中から、2点について質問をさせていただきます。

最初は、有害鳥獣駆除の方針というようなことでございます。昨年の春から今年にかけて有害鳥獣の被害は、大変大きなものになっております。野菜、果物から水稲に至るまですべての作物になっております。猿に至っては、バスに対して手を挙げて運転手も止まったというような笑えない話もあることをお聞きしましたが、これは嘘か真かは把握しておりません。この冬はキャベツ、ブロッコリーなどにも被害があつて、根だけが残つていたというようなもう作る気がしないというような方の話も聞いております。イノシシの被害もまたそれを知るものであります。そこで、町当局の駆除に対する方針を伺ひます。今までの成果は、そして、今後の進め方ということであります。

二つ目は、農家の戸別補償の説明はであります。農家に対する戸別補償について、農家自体は全く内容の知らせがなく、分かつていない、知らない状況だと思ひます。戸別というようなことで説明なども指導をどのように徹底させるのか、その点を伺ひます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 10番 黒沢敏雄議員の質問に答弁をいたします。

有害獣駆除方針であります。まず、1点目の今までの成果についてのご質問でございます。本年度の状況を申し上げますと、昨年4月から本年2月末までに町に寄せられました被害報告は、イノシシに関しては87件、また猿につきましましては13件、すずめもございまして、すずめが2件、ハクビシンが2件となっております。町といたしましては、被害報告に基づき町が捕獲許可のできるイノシシにつきましましては捕獲許可を4回、そして、県の許可を必要とするニホンザルにつきましましては、県より捕獲許可をいただき、2回その捕獲を川俣町有害鳥獣捕獲隊に依頼し、実施をしてまいつたところであります。また、イノシシにつきましましては、4回目の捕獲許可期間が本年2月20日から3月31日となつて出しておりまして、現在も許可期間中となつてございます。現在も駆除をお願いいたしておるところでございます。現在まで町で依頼した分の捕獲頭数は、イノシシ28頭、猿2頭でございます。次にイノシシ捕獲のため、本年度は罠ワナ12基を購入し、昨年度購入した箱ワナ2

基と合わせまして各地区に設置し捕獲を行ってまいりました。ワナによる捕獲頭数はイノシシ3頭でございます。次に、本年度取り組みました発光式防除器シシバイバイによります事業でございますが、20基購入しまして、昨年7月からJAを通しまして農家の方々に貸出しを行ってきたところでございます。その効果につきまして調査を実施し、結果を分析いたしましたところ、被害が減った、横ばい、増えたの回答がそれぞれおおむね3分の1ずつとなっております。ただ、サンプルが少なく使用期間も短いため、今後も使用を継続し、効果を調査、分析する必要があると考えております。また、平成21年11月15日から平成22年2月15日までの狩猟期間中におきます猟友会等の捕獲頭数は、イノシシ60頭とお聞きしております。

次に、今後の進め方についてのご質問でございますが、被害状況の情報収集及び把握に努め、町民の方々からの被害報告を受け、地域を特定しながら川俣町有害狩猟鳥獣捕獲隊に捕獲を依頼するとともに、囲いわな等の貸出し、ほ場における発光式防除器シシバイバイの活用を継続し、有効性について検証を図りながら進めてまいる考えでございます。特に平成22年度は被害状況によりますが、捕獲隊へ断続的な捕獲依頼等を検討してまいりたいと考えております。また、囲いわな等の対応としてえさを購入し、わなの捕獲について拡充していきたいと考えております。

次に、第2点目の農家の戸別補償の説明は戸別ということで労力も大変だと思いが、説明、指導はどのように進めるのかについてのご質問でございます。農業を取り巻く国の政策は、政権交代によりまして大きく変わり始めております。農家所得の安定を目指す戸別所得補償制度の導入は、これまでにない取り組みと言えるもので、米の生産調整事業と併せた米戸別所得補償モデル事業として平成22年度から実施されることとなりました。その検証を踏まえて対象作物の範囲を広めていくことが国から示されております。米戸別所得補償モデル事業の農家に対する説明につきましては、まず、川俣町地域水田農業推進協議会主催の説明会を3月中旬から下旬にかけて開催を予定しております。

次に、川俣町・川俣町地域水田農業推進協議会合同の各地区農振会長さんの説明会を4月中に開催をする予定でございます。この説明は各地区の農振会会長の方々へ説明することとしておりまして、説明会におきましては、国で作成しましたパンフレットと申請書類の記入例を用いて事業及び手続きの説明を行い、後日、会長さんから戸別の農家の皆様方への周知をお願いいたしたいと考えております。なお、手続きにつきましては、米販売農家と国が直接申請、直接支払となっておりますが、現実的には大変な作業と思われるので、川俣町及び川俣町地域水田農業推進協議会が手続きの補助等、支援を図ってまいりたいと考えております。また、農振会の組織に加入していないの方々への案内及び通知、確認は別途行っておりまして、申請等の手続きにつきましても、支援してまいりたいと考えております。農家の皆様には手続きなどで何かとお手数をお掛けすることになりますが、ご理解とご協力をお願いしたいと存じております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） ありがとうございます。イノシシもだいぶ捕獲できて大変感謝しております。囲いわなも私の近所ではいっぺんに2頭入ったと、だからもっと作ってくれというような要望があるわけなんです、来年度の予算の中にそういった消耗品費というのが55万余があるわけですが、その中にもそういった囲いわな等の増やす部分が入っているのかどうか伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

来年度の予算の部分でございますが、消耗品等につきましては、町長が答弁申し上げましたが、特に囲いわなが12基、箱わなが2基ということで14基今ございまして、その部分のイノシシが捕獲できるような形で、特にはえさ等の購入を行いながら実施をまずさせていただきたいと思っております。22年度の予算等についての囲いわな等の予算は計上はしてございません。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 有害鳥獣に関しまして、これどうしてもたちごっこみたいな格好の話になりますので、これはこれで産業委員会の方でもひとつご討議いただいて、そしてできる限り被害の少ないような対応を取っていただければ幸いですと思っております。

農家の戸別補償についてお伺いをいたします。この制度は、減反政策に協力している農家だけなのか。3割の減反というような形の中で、それを全うしている農家だけなのか、その辺をお伺いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今回の戸別所得補償モデル事業でございますが、今回の事業二つございます。今までは、減反調整をされている方々に対するいろんな各制度、各補助制度がございましたが、今回は減反をしてなくとも今休んでいる田んぼ等に作付けをした場合には、一律でありますけれども交付をされると。あともう一つは、米のモデル事業ということで、これは生産調整を達成されている方が対象になりますけれども、達成をされている方々が10アール以上作った場合にアール単位でございますが、交付されるという中身の2本立てになってございます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 戸別補償を受けるには、減反に伴う調整水田と、また不作時の解消というものが条件になると聞いておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今回のこの2本立ての事業の中身の趣旨としましては、やはり自給率の向上というものがやはり一番大きなものかなと思っております。そういう意味であくまでも休んでいる田んぼ等にやはり作付けをしていただいて、自給率の向上というような

狙いから自給率向上事業ということで、生産調整を達成されていない方でも不作地の田んぼ等に作付けをされますと交付されるとというのが、一つございます。

あと今言われましたもう一つの部分については、やはり生産調整が達成をされていないと該当しないということですが、ただ、種々各要件等もまたございます。その要件というのは、水稻共済に加入をされている方か、または販売実績のある方が一応米モデル事業の対象ということになっておりまして、今後、いろんな説明会等をもちまして、各農家さんの方にご案内を申し上げながら理解をしていただきまして、国の方の申請というような手続き等に進めてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） こうした農地については、2年、3年後の作付けを記した書類が必要だというようなことを聞いておりますが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今回の事業で取り組んだ方が、今言われました2年、3年と継続して作ってもらうというような一つの要件もございますが、そしてまた、国の方からまだ詳細が少しずつ下りてきている状況もありまして、詳細が決まるまでは国の申請が4月から6月までの3か月間が戸別所得補償モデルの申請期間とも言われておりまして、3ヶ月期間のうちにはもう少し詳細等の話も出てくるかなと思っておりますけれども、町といたしましては情報等が下りてまいりましたら、早急に農家の方々にご案内を申し上げ、後で戻ることのないような形で対応していきたいと思っております。その2年、3年の作付けが必要というのが、ちょっと私のところでまた確認をしてございませんでしたので、後ほど確認をさせていただいてご報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） これモデル事業というようなことで2本立てというようなことなんですが、減反を守らせる一方で、水田面積の拡大を求めるといふふうに思われる点もあるんですが、その辺はいかがですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

減反施策というようなことで21年までいろいろ種々行われてまいりました。今回の水田を拡充をしようという趣旨は、あまりこの制度のところにはありません。どちらかという先ほども申し上げましたが、自給率の向上等をねらって行うということで、今、減反をされている田んぼに作付けをするなり、いろんな生産調整を守りながらお米を作っている農家の方に交付ということになりまして、その水田を多めに作るというような中身等には今なっておりません。川俣町の水田の水張り面積がございまして、主に0.62ですから62%ほどの面積をかけた部分が今、生産調整の割り当てになってございまして、おおむね6割の田んぼに米が今現在も作

られる。来年度以降も作られる。今年度以降ですれ作られるということで、それ以上についてはいろんな方々からいろんな議論もいただいておりますけれども、あくまでも米以外の作物に転換をしていただきまして、自給率の向上というような制度でございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） こういった書類を出すには、高齢化した農家にとっては煩雑な書類の作成は重くのしかかるのではないかというようなことが思われますが、こういった指導というものはどのようにやっていただけるのかお伺いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

申込み等の中身でありますけれども、これからいろいろと説明をさせていただくこととなりますけれども、今までの毎年の経過でありますと、まず、個人の方に田んぼを作っている水田台帳というのをお配りをしまして、自分のまず田んぼの把握をしていただいております。その把握に基づいて、町の方で集計をしてございますが、それに基づいて先ほど申し上げましたが、生産調整率62%となりますけれども、その面積を掛けまして、おおむねその個人個人の方の農家の方々の面積をまず確定をします。作付けされる面積ということとなりますが、それに基づいて今度は営農計画というものを今後出していただいて、その営農計画に基づいた申請という形となりますので、手順としては一つひとつさせていただいて、国からお示しいただいている申込書も難しくないような形の部分と理解をさせていただきますが、その書き方等々につきましても十分水田協議会とも連携を図りながら、いろいろと町の方でも支援をしていきたいと、こう考えております。あと町長の方で答弁申し上げましたが、あくまでも農振会長さんを通じた各農家さんへのご案内、いろんな説明という形になります。その部分でどうしても難しいというところもあれば、農振会長さん等とも相談をしながらより良い申請の仕方等々もいろいろ相談をさせていただいて、町の方で支援できるものについてはやってまいりたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 減反によって販売農家でなくなって自家飯米農家になってしまったというような場合には関係なくなるようになるというようなこともあり得るのか。結局政府の方針に従ったものが除外されるようではいかなものかと思っておりますので、その辺をお聞きしたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今現在、水田台帳営農計画出される方々については、今までどおり農振会長さんを通して、同じような書類等のやりとりを毎年実施をされております。今年度もそのような手続きから出発をまずさせていただいております。あと今回、新たに生産調整を達成されていない農家の方々は、この営農計画等については参画されてお

ませんでしたので、逆に言うと資料等が今までの積み重ねがございません。それを新たにリストアップをさせていただいて、今現在、農振会さんを通しました案件としましては1,570件ほど各農振会さんと連携をしながらまらずやっております。新たに減反調整をされていない方々については、そういう蓄積がございませんので、新たにその田んぼの所有の方々の部分を全部リストを出しまして、おおむね今集計しておりますのが277件が農振会さんの組織等から外れてございます。そういう意味で今、町の方では個人に全部周知をしまして、農振会さんと同じようなやりとりで2本立てになっておりますが、別個に集計をしながら自家消費、自家販売されている方々についてもこの取組み等についてのご案内、または申込み等も受け付けるということで推進をしてございます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） そういった国に協力した人にも自販を行った人にも、それが適用になるというような話でありますので、それはなお調べて進めていただきたいなと思います。

それから、ちょっと私忘れてお聞きするんですが、転作作物に対する助成、これというのは一番大きいものはいくらだったか教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

転作の作物の交付金であります。一番大きいのが新規需要米ということで、米の粉用の部分、あとは飼料用、バイオ燃料用の米、あとフォルクローロクロップサイレージ等に使う牛等のえさに使う稲ということで、10アール当たり8万円ということでございます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） それが10アール当たりだと思っておりますが、10アール当たり8万円ということですが、今度これらは1万5,000円の補助という形になるのでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今年度、平成22年度の部分でございまして、10アール当たり8万円ということで申し上げたところであります。あとそばとか菜種の場合ですと2万円になります。あとは二毛作、町の方でもなかなか取り組みを今してございませんが、二毛作ですと10アール当たり1万5,000円ということで、あと転作等については麦、大豆、飼料作物ということで3万5,000円になります。22年度で麦、大豆、飼料作物については3万5,000円。一番10アール当たりの単価で高いものが、先ほど申しました新規需要米ということで米粉用の米、あと飼料米、あとバイオ燃料等の米という形になります。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） そうすると、この戸別所得補償の問題で大体が1万6,000

円というような形ですが、そういった重点作物につきましては、今までどおりの交付というものがあるということで差し支えないですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

転作等の重点作物につきましては、先ほど申し上げました麦、大豆、飼料用作物となつてございます。あとその他の作物については都道府県で定めるということになりまして、福島県の方ではこれから出てくると思いますが、あとは水田協議会が各市町村にございます。その市町村の取組み状況によりましては、若干その作物もいろいろ増えるというようなお話もいただいております。川俣町におけるその他の作物の追加される部分というのはまだちょっとはつきりはしてございません。というのは、本日、水田協議会の幹事会が8日、本日を開催をされておりました。それに基づいて来週水田協議会の総会等を経まして、そのときに新たな転作等の作物についての新たな品種等についても、そこではっきりと金額に合わせまして出てくるということで理解をしてございます。それが分かり次第、17日から各農振会長さんの方のご説明ということでしてまいりたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 今答弁をいただいたわけですが、なかなか分かりづらい文言かなんか出てきたりなんかして、農家にとっては本当に有り難いんだか迷惑なんだか分からない制度であるというふうに考えられますが、一応そういったものが農政という形で出てきたわけですから、それに協力せざるを得ないわけですが、まず、当局としては本当に農家の皆さん方に隅々まで分かり得るような指導を徹底させていただきたいなど。農家の人たちがかえってやってもらうことによってマイナスになるようなことだけは十分に考えた事務担当をお願いしたいというふうに思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は11時15分といたします。

（午前11時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、13番議員 石河清君の登壇を求めます。石河清君。

○13番（石河 清君） 13番議員の石河でございます。私は、地域住民の皆様方や町民の方々から、私ども日本共産党や党後援会の方にお寄せいただきました様々な諸要求や願ひの中から、先に通告しておいたとおり、今回は大きくは1点でございますけれども、細部3点ほどにわたります。町当局の今後の対策対応、あるいは考え方について質してまいりたいと思う次第であります。

町の温暖化対策の取り組みについてであります。日本政府は、国連で約束した2

020年度まで25%削減という中期削減目標について、他の国がどうであれ、前提なしに責任を負う態度を確立するとともに、産業界との公的協定など、その裏付けとなる総合的な対策をもって、この問題に取り組むことが強く求められていると思うわけであります。国の推進法において、自治体には区域の温室効果ガスの排出抑制、事業者や住民に対する温暖化防止の促進を図るための情報の提供などを行う責務があるわけであります。更に、地方公共団体の事務事業に関する実行計画の策定及びその実施などが義務とされているわけであります。また、区域の地域性に応じた温暖化防止のための総合的かつ計画的な施策の策定、地域推進計画等実施が努力義務となっております。

まず、最初の細部の1点目、本町の現段階における温暖化対策の実行計画の取り組み状況と施策についてお伺いをしておきたいと思ひます。

続いて、細部の2点目、森林の二酸化炭素CO<sub>2</sub>吸収効果については、大変な脚光を浴びているところであります。森林は申し上げるまでもなく、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素を吸収し、貯蔵し、成長しているわけであります。35年生の杉、直径27センチメートル、軸を18メートルの材積の0.28立方メートルの場合、68キログラムの二酸化炭素を吸収貯蔵していると試算がされております。伐採後も固定されており、木造住宅1戸当たりの貯蔵量は、鉄骨プレハブ住宅の約4倍に当たるといふふうに試算がされておるわけであります。木造住宅を増やすことは、市街地にもう一つの森林を作る効果があると言われていふわけであります。環境対策は、単一的な政策ではなかなか効果が上がらないといふふうに思ひわけであります。当然にして多角的、多面的、そして総合的な取り組みが必要であるといふふうに考えるわけであります。今日までの本町における森林環境税の活用や実績などについてもお伺いをしておきたいと思ひ次第であります。

細部の3点目、本町の荒廃した山林の整備を進め、森林資源を生かし、新たな雇用拡大などにつなげるためにも森林組合などとの連携、更なる連携、協議が大切であろうといふふうに考えるわけでありますが、今後の町当局の対策、対応についてお伺いをしておきたいと思ひます。以上、細部3点について質してまいりたいと思ひます。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問に答弁をいたします。

町の温暖化対策の取り組みについてでございますが、第1点目の現段階における温暖化対策の実行計画についてのご質問でございますが、町は、一事業者、一消費者としての立場から、事務事業の執行において率先して環境負荷低減の取り組みを進めるための計画として、川俣町地球温暖化対策実行計画を平成21年3月に策定いたしました。この計画の実行期間は、平成21年度から平成24年度までの4年間で、本町の計画は6種類ある温室効果ガスのうち、地球温暖化への直接的影響が約9割以上を占める二酸化炭素を対象として、その削減を目指すものでございます。この計画につきましては、昨年3月に計画を策定後、広く庁内に情報を共有してお

り、一事業者、一消費者としての役場組織はもちろんのこと、組織を構成している職員に対しても、計画に即した事務事業を執行するよう注意を喚起しているところでございます。加えて電力消費を減らすための施策として、平成22年度においては中央公民館、福田、福沢、小島及び飯坂の各公民館に国のグリーンニューディール事業によりまして、事業費1,900万円を本予算に計上し、発光ダイオード照明を導入し、温室効果ガスの削減に取り組むこととしております。この事業による温室効果ガスの削減量は、年当たり14.5トンを見込んでおります。

次に、今日までの本町における森林環境税の活用や実績についてのご質問でございますが、福島県の森林環境税は平成18年度から導入され、税を財源に森林を荒廃から守り、健全な状態で次世代に引き継ぐことを目的とした県及び市町村事業として、森林整備等の事業が平成18年度から22年度までの1期5年間の計画で実施されております。本町においては、県事業として21年度までに公益的機能の高い水源区域で、森林所有者に代わって間伐などの森林整備を行う森林整備事業を活用し、138.27ヘクタールの整備を実施してまいりました。一方、市町村が実施いたします森林環境交付金事業では、森林環境基本枠によりまして、毎年すべての小学校において、水質検査や林業体験、木工品の製作などの森林環境学習を実施してまいりました。また、森林環境の保全に重点的に取り組むための地域提案重点枠の活用によりまして、平成19年度は鶴沢小神地区、城山6道路の森林整備事業で3.09ヘクタール、同じく小綱木地区字長澤上関場の森林整備事業で3.4ヘクタールの間伐事業を行いました。平成21年度は、川俣東福沢地区、舘ノ山元気の森づくり事業として11.55ヘクタールの森林整備を実施してまいりました。1期最終年度の平成22年度につきましては、継続事業として舘ノ山元気の森づくり事業で11.44ヘクタール、新規事業として小神地区道合内山きのこの森づくり事業で5.11ヘクタールの森林整備事業を実施する計画でございます。

次に、(3)の本町の荒廃した山林の整備を進め、森林資源を生かし、新たな雇用拡大につなげるためにも、森林組合等との連携、協議が大切であると考えているが、今後の対策、対応についてのご質問でございますが、地球温暖化対策に伴うCO<sub>2</sub>削減の国際公約もあり、森林整備の果たす役割は大きなものがあります。当町は林野率68%の広大な森林資源を有しているものの、長期にわたる木材価格の低迷、山林所有者の高齢化に伴う手入れ不足や投資意欲の減退などにより、森林荒廃の広がりが危惧されております。町といたしましては、森林資源の整備と有効活用を図り、林業の再生につなげていくために、平成22年度緊急雇用創出基金事業を活用し、森林組合への業務委託により、森林簿では把握しきれない森林植生の調査及び森林施業の状況を町内全域について把握したいと考えております。また、伐採木や雑木林の植生などの森林資源を有効活用したものづくりや体験交流についても検討し、森林組合や山林所有者などによる起業化につなげてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、森林整備に関し専門の知識、人員及び技術、能力を有しております森林組合との連携を密にいたしまして、林業の再生に向けた各施策を展開

できるよう模索してまいりたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 13番の石河です。何点かについて再質したいと思います。

本町の実行計画も21年3月に策定したということでございますけれども、いわゆる町民向けのいろんな具体的な取組みと申しますか、当然役場の中でも、いわゆる本格的にこれから取り組むというようなことになればですね、職員の皆さんも含めたやはり温暖化対策に対する認識を新たにして、当然取組まれているというふうには思うんですけれども、その辺なかなかちょっと見えてこないと言いますか、広報なんかにも、そういう点ではまだまだ記事が足りないのではないかなというふうには思うんですが、その辺の役場内の取組みやなんかについても、まず最初に取り組みについて伺っておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問に答弁を申し上げます。

ただいま町長から答弁申し上げましたように、はじめに地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして、温室効果ガスの排出策に努めるということで21年3月に川俣町役場地球温暖化対策実行計画をまとめたところでございます。その計画の実施に当たりましては、具体的にはその全職員の理解と協力が必要であることは申すまでもなく、本計画を実施するに当たりましては、川俣町役場地球温暖化対策実行計画推進本部を設置しておりまして、その中で積極的に職員意識を高めながら、一つひとつその計画に基づいて推進していくという確認を行っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。なお、本計画につきましては、町民の皆様方へはホームページを通して本計画を掲載してございますので、併せてご報告を申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 今後、更にそのような役場内での認識を新たにして、町民に対して、それで町の方としては例えば具体的には町民に対するいろいろこれは内容的にはいろいろあるかと思っておりますけれども、やはりこれ町民一人ひとりがやはりこれは小さくともやはりそういう積み重ねが大きくなる、そういう事業ではないかなというふうに思いますので、当面町民に対する具体的な温暖化を防ぐためのできることとして、どのようなことを考えておられるのか、その辺ちょっと分かりやすくお話しいただきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にご答弁申し上げます。

温暖化対策に関して、町民というか私どもも含めた皆ができることということでありますが、これにつきましては、川俣町とかそういうことではなくて、日本全国というか政府の公報なり、あるいはいろんな場面において皆様にもお伝えをしているところでありますが、改めて申し上げてみると、温暖化ガスの削減のために一人ひとりができる省エネルギーの取組み、その一例ということで、環境省、あるいは

省エネルギーセンターでは何点かは言っているんですけども、例えばテレビの利用を1日1時間減らす、冷房の温度を1度高くする、暖房の温度を1度低くする、シャワーの利用を1日1分間短くする、家電品を使わないときは主電源を切る、コンセントからプラグを抜く、洗濯はまとめてする、あるいは車の運転を控える等々ですね。言ってみれば、ある意味けちけち運動というかそういった面もございまして、そのようなことで省エネルギーの取組みをお願いをしております。以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） (3)の大きなところでは、私も本当に山間部に住んでおる、生まれ育ってこの方ずうっと山の中におりまして、大変心配しておるんですけども、今後、末永く私なんかはこの川俣地域に住んでいるには、やはり大変今農業の再生とかなんかというふうになるんですが、私はそういう点では林業も農業と併せて再生していかないと、これは本当にここに住んでいられなくなるのではないかなというふうに昨今つくづく思う次第でございます。そういう点で私も小学校のときですかね学校植林をやりました。当時渡辺校長という小綱木に有名な植林の校長がおりまして、ちょうど小島にいらっしゃって、ちょうど私も小学校5年、6年、たぶん中学1年の3年間をその植林をやった記憶がございます。ですから当然今40年、50年、いわゆる戦後ですね、皆私の先輩も含めて手入れをしてきたこの山が今本当に本来ならば当然住宅なり何なりに本来は使われる、そのような40年、50年経てばですよなっているわけですよ。ですが、正直言って本当に今、国内20%くらいですかね自給率と言いますかね、8割はほとんど外国産で家も建てられている。これは本当にいろいろ国の施策もありますから大変だとは思いますが、基本的にはやはり本当にうちの町でも7割は山なわけですから、そういうものを本当に活用するということが、我々ずうっと将来もここに住んでいかれる最低限のこれ農業も含めて林業の再生というのが必要ではないかなというふうに思うので、その辺町長はどのように考えておられるかお伺いしておきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問であります、林業の再生についてであります、質問のとおりでありまして、50年も昔植林した山がそのままになっているような現状が見受けられるわけでありまして、また、議員の皆さんの中にも大変に大きな山をお持ちの方も自分の山に行ってみると、手入れしたとこしないところの差がついているし、そのまま手をかけなければ本当にひどい山になっているのが現状だと思っております。しかし、それは何と言っても材木が売れない状況がそうしてきたのかなと思っております。町ではそういったことの少しでも解消を図ろうということで、林業活性化事業の一つとしまして、川俣町の材木を使って家を建てた方に町の大工さんを通して奨励事業をやっております。商品券50万円相当まで上限ありますけれどもやっているんでありますが、そういったことをしながら町内の林業の振興に寄与したいという思いでやっております。しかし、

まだまだそういったくらいでは追いつかないのが現状であります。間伐の問題、あるいは松くい虫の問題等々もありますし、また今度はクヌギ、檜の木が幼虫が入って、それがまた古い木ほど枯れ出すということで、檜とか堅い木がなっている。川俣町中央公民館のところの木も一部そう見受けられますが、ということは、いわゆるシイタケの原木とか炭とかなんかになるような木が切らないで置く木がそういうふうになってくる。それが今度は若い木にも影響するというので、用材だけではなくて、そのようなことがあります。これは引いては環境問題につながるかと思うんですが、質問にありますとおり、まず、用材についての活性化を図っていくことについては、これからもいろんな場をとらえながら我々も声を大きくして言っているところでございまして、特に間伐材の活用につきましても、その売れ先、用途について、やっぱりそれが明確になっていないと間伐に取り組む意欲もないわけがあります。それに補助事業でじゃいくらぐらい出せるのか、そういったことも含めて県の方の会議の場では申し上げているのでありますが、これは川俣だけの問題じゃなくて、県内のそれぞれの全域にかかる問題なんでもありますけれども、そういう町村会の場なども通しながら森林の再生、林業の再生についても農業と併せて重要なことについては申し上げておりますので、同じような考えの下に今後とも取り組んでいきたいと思っております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 先ほども申し上げたんですが、先だって若い後継者の方に出たらば、私農業委員の方もやっておりますので、農業関係の方で行ったらば、とにかく親もだんだん歳なものだから田畑、山ですね、お父さんの、息子に言ったらば、自分も歳だからそろそろ息子に任せたいと。そしたら、その息子がですよ、そのお父さんが私に言うんですが、田んぼも畑も要らないと、山も要らないと、それでこの山の境とか分からないんですね。畑とか田んぼは大体自分も行って手伝ってれば、どの辺境とかは分かるんですけども、山の境が分からない後継者がほとんどなんです。それで、これ私も含めてですね、私も2町歩ほど伊達市の方にあたりもするんですけども、本当にそういう状況が本当に残念な後継者の皆さんがそういう人が多いのが実態というふうに言わざるを得ない状況になっているわけです。だから、そこまで本当に昔はかつてそれで生活していたわけでございますけれども、いろいろそういうことも考えますと、もちろん国の方にきちんとした新たな施策やなんかも当然講じてもらわなければならないというふうにも私も思うんですが、更なる町のやはり独自の施策やなんかも含めて、やはり総合的な施策が必要ではなからうかなというふうには私は思う次第であります。つい先週かな、ちょっと新聞に間伐材でCO<sub>2</sub>削減、森林整備雇用に期待ということで、これは民報だったんですけども、県内自治体初ということで企業とタッグということで、これ喜多方市が今年度から、まずこれ県内で初めて取り入れられるような事業なんでございましてけれども、このオフセットクレジットということで、今回取り組まれるようなんですね。初めてでちょっと私も勉強不足なんで、このような内容をたぶん町はつかんでいる

と思うので、これはどのような制度なのか、まずお伺いしておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

質問の中身の部分であります。新聞報道等で私の方も見させていただいていた経過がございます。これは福島県で初めてだというようなことで、喜多方さんが2年度にまたがりましてモデル事業として導入するというような新聞報道になってございまして、私どもとしてはまだそこまで詳細についてはちょっと確認並びに調べてはいなかったわけでありまして、今後、いろんな喜多方さんへのいろんな研修なり、いろんな情報をいただきながら川俣町の方もいろいろ勉強させていただいて、取組みの方向が可能であればいろんな形で検討をしていきたいと、こう思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 私も新聞でちょっと拝見したんですけれども、環境省が20年に創設したというふうになっておりますね。オフセットクレジット制度を活用。市が取り組む、これ喜多方市でございまして、間伐事業を国の認証運営委員会に申請、登録を受けたプロジェクトとして実施する。市民や企業が温室効果ガス排出への認識を高め、削減への努力を広げる狙い。市による新年度に間伐を予定している。熱塩加納町の約24ヘクタールの人口割、樹齢30年ないし40年の杉などを間伐すると、そのような中身になっておまして、これは大変良い取組みじゃないかなというふうに私も思ったんですよね。ですから、こういうのももちろんこれからでしょうけれども、当然ほかであまり手を挙げないうちに積極的に本当に川俣なんか特に杉なんかは本当に荒れている状態で、除間伐やらないと本当に良い材料にならないというふうに思いますので、これなんか本当に積極的に取り組んでいただきたいというふうに思う次第でございまして、先ほどから申し上げていきますように、やはりこのCO<sub>2</sub>削減なんかも本当にいろんな点で多角的にやはり総合的な施策、取組みをしていかないと、本当に効果のある取組みにはならないというふうに思うんですね。そういう点では、役場の中も一担当課だけなんというのはとてもこれ対応できないと思うんですね。それで、町長是非本町の荒れ果てた山林を何とかできるところから、このようなオフセットクレジットの制度なんかも活用しながら、早急にこのような事業の取組みも併せた町の積極的な対策、対応をやっていただきたいということを申し上げて、最後に、町長のその辺の答弁をお聞かせいただきたいと思うわけでございますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問に答弁をいたします。

まず、第1点目、先ほど課長の方からも答弁申し上げました喜多方市のオフセットクレジット制度について、これから勉強をさせていただきながら川俣町についても、このような取組みができるかどうかを検討していきたいと思っております。昨年までの間伐は、民有林が主でありますけれども、約140ヘクタール、138へ

クターをやってきた。また、工事等も含めて合わせると160ヘクタールくらいなるんです。それらを値段に換算すればいろいろな問題があるかと思うんですが、ただ初めて取り組む事業でありますので、これらはそれぞれ市役所だけじゃなくて、民間の企業も確か入っているんじゃないかと思うんです。また、森林組合も含めてだと思しますので、それぞれに勉強をさせていただきながら川俣町としての取り組みも今後取り組むような考えでありますので、今後ともよろしく願いたいしまして、答弁いたします。

○13番（石河 清君） 以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、6番議員 齋藤博美君の登壇を求めます。齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 6番 齋藤博美です。はじめに、来週20日にNHKのど自慢大会が当町で開催されます。観覧の応募者数は8,618人と聞いております。全国に当町が紹介されますことは大きな意義があります。このことを達成させた町長の力は評価したいと思います。

さて、私は第四次振興計画の検証、また、第五次振興計画策定のために昨年行われましたアンケート結果に対しまして、当局に伺います。第四次振興計画は、平成11年度より開始され、理念は「ゆう・ゆうライフ川俣」であります。基本目標は、暮らしやすい町、活気あふれる町、みんなに誇れる町、そして計画推進の四つであります。この四つの目標は、10本の柱で構成され、細部84の施策で出来上がっています。次の第五次計画では、10年後、平成32年度を見据えての計画であります。10年を一昔と言われたのは、昭和の時代であります。平成に入っては、5年を一昔。今では3年くらいが一昔と言われる時代と認識するところでもあります。これだけ流れの速い時代、また、町民のニーズの変化、要望が多いこの近年であります。振興計画が策定されることは相当に難しいことであり、職員の力が試されます。この意味からも第四次振興計画の検証は、より正確であり、厳しく行われなければならないと思うのであります。事業の結果を考察すれば、84の事業の施策のうちで完了は11本、13%であります全体の。一部完了は8本の9%、併せて完成した事業は10年かけて19本、全体の21%にすぎません。計画の意義はどこにあるのかと思うのであります。地方自治法につくりなさいという法律がありますので、予算を組まなければならないのかなと、こう判断するところでもあります。つきましては、次の7点、細部当局に伺います。

一つ、第四次振興計画検証の意義について。二つ、効率的な財政運営とは。三つ、小学校の再配置はあるのか。4点、教育の推進の方策は。5点、図書館、歴史資料館の建設は必要と思うが。6点、住民アンケートの意義を問います。7点、町に住みたくなる条件を当局に伺い、私の質問とします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 6番 齋藤博美議員の質問に答弁をいたします。

第四次振興計画の検証についての(1)、第四次振興計画検証の意義はについてのご質問でございますが、次期振興計画の策定に当たりましては、まず、現行の第四

次振興計画の検証が必要であると考え、次期振興計画策定スケジュールの最初の作業に位置付けし、84本の施策についての現状、進捗状況、課題、更には次期振興計画に盛り込むことなどについて、全庁的に検証シートの作成を行ってきたところでございます。その結果、完了した事業が11事業で13.1%、一部完了した事業が8事業で9.5%、現在も継続し、取り組んでいる事業が60事業で71.4%、未実施の事業が5事業で6%でありまして、全体的な進捗率につきましては94.0%とおおむね順調に進んできていると考えております。また、作成いたしました検証シートにつきましては、各課ヒアリングを実施いたしまして、第四次振興計画の課題、実施できなかった施策についてはその理由を確認し、検証の精度を高めるとともに、次期振興計画に盛り込むことなどの詳細内容についても確認をしてきたところでございます。このようなことから第四次振興計画の検証は、次期振興計画の構想及び計画を検討するうえで、更には計画の着実な推進と手法の適正化を図るうえで、非常に重要であると考えております。

次に、(2)の効率的な財政運営とはについてのご質問でございますが、第四次振興計画の基本計画の中にも記載しておりますが、財政は行政運営の要であります。第五次振興計画におきましても、複雑多様化する行政需要に的確に対応するため、常に選択と集中を基本として、財源の確保、歳入をしっかりと把握し、事業の成果とコストについての検討を行い、事務事業の改善、改革を推進するとともに、行政と民間との協働、役割分担等も取り入れた総括的な事務事業を効率的に進めることが必要であると認識をいたしております。

次に(6)、住民アンケートの意義を問うについてのご質問でございますが、住民アンケートにつきましては、町民皆様との協働によるまちづくりの実現を目指し、次期振興計画策定の基礎資料とするため、アンケート対象者を18歳以上の住民1,000名を無作為に抽出し、また、町内の小学校6年生全員の121名、中学3年生全員の151名、川俣高校3年生全員の146名を対象に、平成21年8月から9月にかけて実施をしてきたところでございます。住民アンケートは第四次振興計画の推進により、今後の定住意向、住民満足度、そして、特に力を入れていく分野など、住民ニーズの状況がどのように変化したかを比較分析し、第四次振興計画に位置付ける構想及び計画の成果を検証するとともに、この検証結果を基に次期振興計画に反映させ、また、町民皆様の意見や要望を反映させるために実施したものでございます。

次に、7点目の町に住みたくなる条件を問うについてのご質問でございますが、町に住みたくなる条件は、住んで良かったと実感できるまちづくりを進めることであると考えております。このため、次期振興計画におきましては、生活の利便性と満足度の向上を目指した生活環境の充実、人づくりと基礎学力向上を目標とした教育の充実、少子高齢化社会に対応した保健、医療、福祉の充実、文化、スポーツの振興などに取り組み、各施策が密接に連携し一体となることで、農業、商業、工業等活力ある産業の振興や住みよいまちづくりにつながり、若者の定住促進と地域活

動の活性化に結びつくものと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 次に、(3)の小学校の再配置はあるのかとのご質問でございますが、町教育委員会といたしましては、第四次川俣町振興計画に基づきまして、平成13年度に川俣町小中学校等再配置計画を策定いたしまして、教育の機会均等教育環境の整備充実に努めてまいったところであります。現在、町は第五次振興計画を策定中でございます。これを受け、教育委員会といたしましても川俣町教育振興基本計画を現在策定中でございます。今後、5年間につきましては、児童の減少等により小学校を再配置しなければ教育効果が期待できないという状況には至っておりません。小学校の再配置等の問題は、学校を直接支えていただいております地域や保護者の方々の理解が不可欠でございますので、現在、直ちに小学校の再配置を進めなければならないという状況にはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(4)の教育の推進の方策はとのご質問でございますが、第四次振興計画におきましては、「活気あふれる川俣町にする」という町の町づくりの目標の下、それを支える教育の柱といたしまして、「個性あふれる学びのまち」を主要施策に掲げ、教育の諸課題解決に取り組んできたところでございます。これらの中で、特に長年の懸案事項でございました学校給食事業の実現は、平成19年4月から本町の小中学校で、給食を開始することができました。このことにつきましては、地元の農家をはじめ商店、生産者の多大なご協力もございまして、食材等の地元調達率も25%を超えるに至りまして、安全で安心な学校給食の提供を通しまして、児童生徒の健康と体力の向上に寄与しているところでございます。福沢小学校と小島小学校を川俣小学校に統合する、いわゆる学校再配置計画につきましても、地域をはじめ関係者のご協力によりまして、適切な教育環境の確保が図られたところでございます。また、幼児教育におきましては、保育所が過密化している状況の中、また、多様化する幼児保育への要望に応えるために、川俣南幼稚園におきまして、平成20年度から延長保育を開始し、保護者の要望に応じてきたところでございます。更に、学校施設の整備につきましても、建築から37年を経っております川俣中学校の耐震補強工事と併せまして大規模改修を実施することといたし、富田幼稚園の耐震補強工事と併せまして、それぞれ進めることでご理解をいただいたところでございます。

次に、本町における特色ある教育の推進につきましましては、小中学校の電子黒板の配置や一人1台の教育用コンピュータの導入をはじめ、地上波デジタルテレビの各教室への設置等、大幅な教育環境の整備に努めるとともに、平成23年度から小学校で開始されます外国語活動に対応するため、国の指定を受けております外国語授業の研究活動を町内二つの小学校において、現在、研究中でございます。また、豊かな情操を育むことを目的といたしております川俣教育推進プランに基づく宿泊体験活動をはじめ、小学校を対象とした農村や漁村における豊かな体験活動の実施は、児童の心と体を大きく成長させたものと考えております。なお、今後の教育の方策

についてでございますが、一つは、児童生徒の学力向上のための授業改善5か年計画の推進。二つ目に、児童生徒の体位、体力の向上と全国平均達成5か年計画の実施。そして、三つ目に、小中学校におけるカウンセラーの計画的配置等の諸施策を通しまして、本町における教育の充実、発展に努めてまいる考えであります。

次に、(5)の図書館と併用の民俗資料館の建設は必要と思うがどうかとのご質問でございますが、現在、川俣町におきましては、中央公民館に図書館を設置いたし、町民の生涯学習の一環といたしまして、図書の利用に広く活用されているところでございます。町教育委員会といたしましても、多くの町民の方々の学習ニーズにこたえるために、図書館の設置につきましても、これまで他町村の実態を調査するなど検討してまいったところでございますが、山積する教育諸問題の解決を優先しておりまして現在まで実現には至っておりません。また、民俗資料館の建設につきましても、第四次川俣町振興計画の中に位置づけられておりましたが、これもまた実現には至っておりません。したがって、これらの課題につきましても、今後、現在、策定中の第五次川俣町振興計画に盛り込みまして、設置に向けた整備計画の策定に努めまして、その実現に向け、努力をしてまいる考えでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁といたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。  
(正 午)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。  
(午後1時00分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 午前に引き続き6番 齋藤博美議員の質問を続けます。  
齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 細部について質していきたいと思っております。

私は、議員というものは、チェックとか観察が大切な要素であり、また、提案ということが議員の大きな任務だと思っております。この一般質問も多くのことを私は提案してまいりました。ほとんどは取り入れられないのでございますけれども、前年議会の12月議会に、私はやはり提案しました。どういう提案かということ、葬儀場を造るのには大変だから基金を創設して造ったらどうだと、こう質問しただけなんです。早速本議会に上程されましたことに対して評価をしたいと思っております。やはり提案はすべきであろうと、改めて確認したところでございます。それでは質問させていただきます。

第四次振興計画の検証であります。町長は答弁の中に非常に重要であり、しっかりと検証しなければならないと、こういう答弁でありました。そこで、84施策の中、事業ですね、その中で完了と一部完了を合わせて19、22%、全体でございます。5分の1でございます。私は職員の方たちが頭脳を出し合って、知恵を

出し合って達成された計画であったと思うのですが、この22%、少し少ないような感じはするんですが、町長見解をお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐久間恒司君） 答弁をいたします。

第四次振興計画の施策の84施策のうち、完了が11事業で一部完了が8事業ということで、完了という言葉を使っているのが19ということでどうなのかということでございますが、お渡しいたしました検証の内容をよくご覧いただければご理解いただけると思うんですが、実は取り組んでいる事業が60というふうにございます。具体的にその中身を説明させていただきますが、例えばクリーンエネルギーの導入促進、目的がクリーンエネルギー利用施設の設置を積極的に進め、クリーンエネルギーの導入を促進していくことになってございます。この中でどういうことを今までやったかということ、ふれあい福祉ゾーン整備事業ということで、平成11年度に鶴沢川端地内に太陽光発電街路灯を3基設置いたしております。それから、平成21年度から太陽光発電システム設置費補助制度も行っております。ただ、この施策の目的、方針からいたしますと、それだけではやっぱり不十分だということで、実はこれ△です。ですから、事業をやっていない、着手をしていないということではなくて、進めています、性格上、継続して進めなければならないというものについては、△の取り組んでいる事業の中に入っているんです。ということで、先ほど町長の答弁にもありましたように、私の方では90%以上取組みをして、かなり高い評価をしているということを答弁させていただきましたが、評価としてはそのように私の方は評価をしておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 今、課長の方から答弁あったんですが、確かに完了は確かに11、取組中というのは確かに60、間違いはない、このとおりだと思います。しかし、この完了は付かないんじゃないかと私は質したわけでございますが、それではですね、次に効率的な財政運営ということで、効率的な予算執行には職員の意見、提案は重要な要素だと私は思ひます。そこで、職員の提案制度、たぶん平成5年だと思ひんですが、できていると思ひますね。昨年の件数は、21年度3件であります。この提案3件は、どんなものかお示してください。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐久間恒司君） 答弁をいたします。

今、詳細な資料が手もとにありませんので、後で調査をして答弁をさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 道路建設に対して、効率的な予算執行ということでちょっと質したいと思ひんですが、川俣町の1級町道であります小神・秋山線ですか、皆さん通って分かっていると思ひんですが、私が通った感じでは、町道いろいろ通っているんですが、あの街道が一番傷みが激しくて補修されて、前の議会でも先輩議員が

質したと思うんですが、あのようにならぬのはどうなのかなと言え、やはり工事で安かろう、悪かろうではいけないと思うんですよ、道路は。逆に予算の大きな支出になる可能性は十分あると思うんですよ。そこでちょっと質したいんですが、県は今年の2月に最低落札率を85～90%に引き上げるというようなことを伝えております。そこで、当町の入札制度並びに落札率はどうかちょっと伺います、お示してください。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（神野幸一君） 答弁申し上げます。

建設水道課所管の工事につきまして、平成21年度は31件ほどございます。落札率でございますが、93.26%となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） この入札というんですか、今いろいろ議論はあると思うんですが、例えば私も少し提案したいんですが、予定価格を設定する場合、入札参加する業者と話し合っ、設定見積もりですね、お互いに意見を出し合っ、効率的な予算作り上げるというんですが、こういうことは可能だと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 博美議員、ちょっとこの検証の中にはちょっと外れていると思いますので、質問を変えてください。齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） いや、私は効率的な予算執行ということで、いつも疑問に思うんですが、設計見積もり単価、すごい数字よく調べてみると分かると思うんですが、一つひとつのものがかなり大きな価格、値段見積もりされて出てきていることは事実としてあると思うんですね。そこで、少しそういうものの単価を決めるとき、少し知恵を出し合っ、というようなものは、今、県あたりもそういう話が出ているのは間違いないと思いますので、一応お話だけにしておきます。

それでは、次に進めたいと思います。小学校の再配置というようなことで、町長の答弁では、川俣、小島統合になったんですが、これからは一応考えていないということでしたので、次に移りたいと思います。

教育の推進の方策を問うということでございます。1月27日に教職員の研究報告会あったと思うんですが、その中で23年、来年度から始まる英語教育を取り入れるということですが、そのテーマに沿った英語教育、外国語ですか、外国語の研究発表がなされたということをお聞かせしております。どういう内容であったかお示してください。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

議員ご質問にありましたように、本町におきまして、1月末に川俣町小中学校の研究報告会開催をいたしたところでございます。議員お質しの英語活動、これは平成23年度、来年4月からすべての小学校の5年生と6年生につきまして1年間に

35時間、授業が開始されるものでございます。もちろん文部科学省といたしまして、教科書に代わる準教科書というんですか、資料というんですか、そういうものは用意されておまして、子どもたちに配布をし指導することになりますが、その中で今回、研究発表の中で強く打ち出されましたのは、いわゆる英語嫌いの子どもを作らないということが主でありまして、英語には4領域ございます。一つは、読むこと、書くこと、話すこと、そしてもう一つはちょっと今出てきません。4・4・1とございますが、小学校におきましては読み、書きというのは抜かしまして、国際理解教育といたしまして、音を聞いて、英語を聞いて、そしてそれを理解する。そして話をする。先ほど抜けましたヒアリング、話すことですね。聞く、話すを中心といたします授業を開始する予定というふうになっております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長から先ほどの答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（佐久間恒司君） 先ほどの質問に答弁をいたします。

川俣町の職員提案制度で、平成21年度に3件ございましたが、その内容でございます。一つが、コスキンやシャモなどのストラップ作成と販売ということでございます。二つ目が、調整懇談会の有意義な開催方法についてでございます。三つ目が、各職場に安全衛生推進委員を設置すること。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 全国一斉テストはなくなりまして、本年度より実施されます県内版学力テスト、当町においては国からの依頼があったのかどうか。また、なかったとすれば、単独、独自でテストを希望校として国への問題の提出は希望できるというようなことでございますが、行ったのかどうか確認したいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

文部科学省、議員お質しのように、本年度から全国的に抽出による学力テストが実施されます。本町におきましては、小学校2校、中学校1校の指定がございました。また、その他の残っている学校につきましては、町教育委員会といたしまして、全国のレベルのこういうテスト調査でございますが、これは受けるべきという教育委員会の意見によりまして、すべての学校で問題をいただきまして実施をするという予定となっております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） できるということで、受けるということで良かったと思います。

いろいろ全国一律のテストというのは、批判相当あったようないろんな結果から最初のうちはあったと思うんですが、近年になって80%以上90%近くが希望するということでございますので、良かったと思います。それで、教育のスタートは家庭にあるといつも思っているんですが、さっきも答弁の中にあつたんですが、読み聞かせ、読書が教育の基本中の基本ではないかと私は思っております。後の質問の中にも図書館という話もあるんですが、作家の柳田国男さんがこう述べており

ます、読書に関して。「本とは、人の心を育て、生き方を考える道しるべになると」、  
こういうことを言っておりますが、私はそのとおりだと思うんですが、教育長の読  
書に対する見解をお聞きします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

作家柳田国男氏を引用されましてご質問でございますが、議員お質しのように、  
私は教育の最も大事にすべきものは国語力、これ何よりも大事だというふうに思っ  
ております。その理由は、読めなければ、書けなければ、他の学問はできないから  
であります。したがって、本町の子どもたちに読書教育を進めるということをも  
最大の教育委員会の課題といたしまして、これまで進めてまいったところでありま  
す。教育委員会といたしましては、ただいま議員からご質問ございましたように、  
町全体の子どもたちが、これは保護者も含めまして、読書活動に専念していただき  
たいという願いから、3月に川俣町子ども読書活動推進計画というのを策定いたし  
まして、4月1日付ですべてのPTAの役員の方、それから教育機関関係者に配布  
し、進める予定となっております。私の考えということでもありますので、私、基本  
的な考え方をここに載せておきましたが、ちょっとご紹介申し上げます。

読書は子どもの心と言葉を豊かにし、自ら学び、自ら考える力、すなわち自ら主  
体的に学ぶ力を育みます。子どもは読書活動を通して想像力と感性を磨き、自分の  
考えを述べ、また、感情を伝えたりする言葉をしっかりと身に付けるからですとい  
うことですね、保護者あて、子どもあてに計画を配布する予定でありますので、  
ご理解を賜りたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） このこども教育、教育の推進には関係あると思うんですが、最  
近の言葉でこういうことあるんですね。お答え願いたいんですが、子どもの貧困と  
いうのを昨今いろいろ新聞とかニュースであるんですが、この子どもの貧困とい  
うのは、どういう状態、どんな状態を示しているのかちょっと説明願いたいんです。  
子どもの貧困ですよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

この子どもの貧困の問題というのは、これは戦後等ではなくて、近年の言葉でご  
ざいます。あの戦後の混沌としたあの時代に、子どもたちはたくましくなぜ生きら  
れたのか。それは、母、父、そして祖母、祖父の愛情があり、また、地域の温かな  
援助があったからです。今、子どもたちの貧困の問題というのは、いわゆる心の貧  
困、貧しさですね。それから、愛情の貧困。そして、物質的な貧困でございます。  
そういう意味で今、こういう経済状況の中で保護者自体、あるいは地域自体の愛情  
を求める、愛情が必要だということから、子どもの貧困という言葉が出てまいった  
というふうに理解をいたしております。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 次に移りたいと思います。5番の図書館と併設の民俗資料館建設は必要かどうかということなのですが、私も前に2回ぐらいここで質していると思うんですが、なぜ必要であると、造るべきだと思う理由なのですが、いつも思うところなのですが、当然人口1万5,000人以上の町であれば、町の中に図書館あるのは当然であると、まず、基本的に私は思っております。それから、人づくり教育の推進は前後するんですが、当然なくてはならないのは、私は図書館だと思っております。それから、この資料館のことなんでございますが、当町は奈良、平安時代より歴史のある伊達の雄町だと私は思っております。文化財も豊富であるし、特に織物に関する資料というんですか、いろいろあろうと思います。また、養蚕の歴史も長いです。こういうものを展示するいうんですか、見せるというんですか、そんなに大きな規模でなくともいいんですが、そういう施設があっても、当然しかるべきだろうと。なぜ今言うかという、かなり今言ったように古いものでありますので、かなり傷んでいる。例えば養蚕のあれとしてでもですね、養蚕のいろんな器具ですか、ほとんど傷んでいるんですね。数もなくなってきている。このまま放置して、なんかきちっとした整理整頓をしておかなければ、後顧に憂いを残すのではないか。後顧に憂いを作ってしまうのではないかとということで、私はいつも提案しているんですが、このことに対してご見解をお聞きします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

議員お質しの民俗資料館等の建設、これは私も検討してまいった教育課題の一つとしてとらえております。特に近年、私、見せていただきました例えば福沢の嫁入りの状況を再現いたしました資料、あるいはまた例年実施しております小島公民館の中での資料、そういうものを後世に伝えるというのは、我々町民の願いであり、また必要なことだというふうには理解しております。るる検討してまいりましたが、一つは、ただそういうものを年代別に展示すればいいのかどうか。あるいはまた、その資料の価値、そういうものを研究しながら設置すべきか、いろいろな課題もたくさんございます。また、建設する場所等につきましても十分検討を進めておりますけれども、こういう状況の中で廃校になった学校とか、あるいは建物を利用すればいいのか、あるいは町中の空き店舗等が利用できないか、そういうものも含めまして検討してまいりました。ただ、この町の土地、あるいは新たに町の中心に土地を求め、建物を建てるというようなことにつきましては、なかなか今の教育委員会の状況の中では実現が不可能だろうということで、定例の教育委員会ではるる検討はいたしておりますけれども、必要であることは十分認識しているということで、ご答弁を申し上げたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 私は、新しいものを造るというよりはあるもの、例えば蔵とか、町の中には相当あると思うんですがね。今まで建っているものを利用して、新たに建てるのではなくて、そういうことも考えるべきではないかと思います。それで前

にも提案したんですが、また、提案で恐縮なんです、作り方です、方法。私は前にも言っているんです、一度。建設に際しては町独自の公募債を発行して資金を作る、この方法でございます。技術的なこと、この債権発行の地方債の公募債を発行する、この技術的なことは、職員の才能であれば十分私は可能だと思います。ちょっと複雑だし法律的なこともいろいろあると思うんですが、ほかの自治体でも実際やっております。どうでしょうか、この公募債、町の公募債を発行して資金を集めて実行するという。当然これは最終的な町長の判断だと思うんですが、町長の勇気と奮起に私はかけたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長

○企画財政課長（佐久間恒司君） 答弁いたします。

確かに議員のご質問にあるような方法で建設するというような、あるいは開始するというような方法はございます。ただ、それが必ずしも財政的に効率的かという、そうではないというのが隣接市町村の実態を見れば現状でございます。と申しますのは、公募債をした場合に、必ずしも低利かいうとそうではなくて、これはかなり高額な利率で町民に還元する、あるいは市民に還元するということが一般的で、どちらかと言いますと、そのお金で物を造るというよりも、あるいは町民なり市民がまちづくりという視点で町に協力するという、そういうふうな視点での公募債というのが多くございますので、その辺については今ご提案ありましたので、これからの検討事項にはなるとは思います、そういうふうなことでの考え方であれば、可能性はあるのかなということでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） それでは、細部の最後なんです、町に住みたくなる条件、町長答弁ではいろいろあったんですが、これアンケートの結果ですね、よく熟読してみると、こんなことにまとめられるのかなと私の考えでは、私の理解したところでは思うのですが、ちょっと言ってみたく思います。町に住みたくなる、まず、大きな一つは、予算の使い方、これ町民がこう思っていることでよく理解願いたいと思います。第1に子育て分野。2番目、産業の活性化。3番目、新しい農業分野の開拓。4番目、安い住宅の提供。5番目、教育環境ということであろうと私は思います。更にもう一つ大きな柱ですが、住みたくなる条件、予算の使い方じゃなくて条件、この点でよく考察してみますと、第1に就労の場があること。第2に産科のある病院。第3に町中に公園があること。第4に安い住宅、土地があること。第5におしゃれな店舗が町中にあること。こういうことに大体まとめられるのかなと思うんですが、今、私が言ったことに対しての見解をお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長

○企画財政課長（佐久間恒司君） 答弁いたします。

そのとおりだというふうに感じております。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） もう少し前向きに理解していただいたのならば、もう少しだか

ら努力するとか、この第五次振興計画に一番最初にうたうとか、そういうことを聞きたかったんですが、もう一度お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長

○企画財政課長（佐久間恒司君） 答弁いたします。

確かにご質問にありますように、議員がまとめられましたことについては、恐らく第五次の振興計画で重点施策になるようには今考えております。ただ、一つひとつについて考えてみますと、かなりやっぱり課題というか問題もございまして、非常にやっぱりいつもアンケート採っても町民の方々からの要望が多いのは、働き口の確保なんですよね。ただ、これについては、今、町を挙げて地場産業の活性化等にも取り組んでおりますけれども、それでもやっぱりそこが活性化してもやっぱり不十分なので、やっぱり広域的に隣接市町村との連携とか、そういうものがやっぱり必要になってくるんだと思うんですね。その辺については、これからの課題かなというふうには考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 町長が選挙で勝利したのは、平成14年11月17日のことでありました。そのときの町の計画はどういう状態かというのと、第四次振興計画は既に出て来て4年目のときでありました。町長が就任式で言った訓辞覚えていますか。このように述べています。町民により開かれた町政を進めるために、一致団結して業務を遂行してほしい。生涯燃焼のまちづくりをしますと言ってあります。第五次振興計画は、一致団結して、完全燃焼して作り上げることを期待を申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、5番議員 菅野清一君の登壇を求めます。菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 5番 菅野清一であります。私は、先に通告してあります3点について、当局の考え方を質すものであります。

まず、第1点目は、危険さわまりない東京電力のプルサーマル計画受け入れ容認の問題であります。本計画は、平成10年8月、東京電力より県に対し、双葉、大熊町の福島第一原子力発電所、通称1Fにおいて、プルサーマル用の事前了解を求めてきたのが始まり。同年11月2日に了解、翌年9月、プルサーマル用MOX燃料が運ばれ、準備が進められてきました。しかし、平成12年、関西電力のMOX燃料検査データのねつ造、平成14年には原発でのトラブル隠しや事故の隠ぺい体質が問題となり、県は事前了解を白紙撤回にした経緯があります。その後も東京電力のトラブル隠しや記録データ改ざんなどの問題続き、本県のすべての原発が停止する事態に至ったことは、記憶に新しいところであります。これまで10年以上にもわたりプルサーマル計画受け入れについては慎重であった県が、先月16日、突如として条件付きとはいえ、受け入れ表明をしたことは実に不可解であり、何か大きな力が動いたものと推測されております。原発銀座と言われる本県には、全国55基ある原発のうち1F第一原発には6基、2F第二原発に6基の合計10基、総出力830万キロワットの原発が現存しております。その大半がBW型、BWR型、

いわゆる沸騰水路軽水炉型で、運転年数が20年から30年以上という古いものがあります。原発では致命的とも言われる原子炉の金属疲労が激しく、その耐用年数が大きな問題となっているものであります。しかも、今回、プルサーマル計画が予定されている第一原発3号機は、1976年に運転開始後、実に34年も経過したものです。定期検査において、制御棒を動かす配管36本にひびが入っていることが判明し、しかも配管は直径3.4センチで肉厚6.4ミリのステンレス製とされていますが、技術的基準の肉厚3ミリ以下の深いひび割れを起こしているものが6本もあったと報じられております。制御棒は、原子炉出力のコントロールや原子炉の緊急停止などにかかわる重大な装置であり、それを動かす配管のひび割れは重大事故にもつながりかねないものであり、多くの科学者たちが警鐘を鳴らしているものであります。通常原発はウランが核分裂を起こし、その際に生じるエネルギーでお湯を沸騰させ水蒸気を出し、タービンを回転させる仕組みであります。そのとき燃料の中でプルトニウムという物質が発生し、これが使用済核燃料として残り、このプルトニウムがウランと同様に核分裂することから、これを取り出して燃料として利用する計画がプルサーマル計画であり、国策として強力に進めてまいりました。同時に核燃料のリサイクルとして、プルトニウムのみを原発の燃料として使用するために高速増殖炉計画が進められ、1995年の福井県敦賀の高速増殖炉もんじゅの冷却用のナトリウム流出事故により、その経緯は破たんとなったことは記憶に新しいところであります。しかも、この高速増殖炉もんじゅは、計画から事故による停止まで5,900億円もの巨額が投資され、運転停止中のこれまで14年間には、本県の1年の予算に匹敵する9,000億円も投資され続けてきたのであります。昨年の事業仕分けでは、予算縮小などの注文は付いたものの、わずかの差が来年3月運転再開やむなしの結果となっております。プルトニウムを燃料とする原発の高速増殖炉計画は、今や世界では日本だけであります。このような事故や計画の挫折から国はプルトニウムのみを原発の燃料とする高速増殖炉計画からウランとプルトニウムの混合酸化燃料、いわゆるMOX燃料を中心とするプルサーマル計画に大きく方針の展開をすることになったものであります。プルトニウムは一度体内に入り、肺に吸い込めば、ごくわずかな量であっても肺がんとなる猛毒物質で、その威力はわずか1グラムで50万人を肺がんにする危険な物質であります。しかも、プルトニウムはウランの250倍の爆発性を持っていることから核兵器の原料ともされ、我が国は長崎型原発の5,000発分にあたる実に45トンもプルトニウムを所有しております。更に、プルサーマル用のMOX燃料は、放射線量がウランの330倍、発熱量が3万3,000倍もあり、使用済みのMOX燃料は550億年を経過しないと直接処理できないというため、2004年に法改正によって、発電所内に貯蔵することを決めております。これはいかにプルサーマル計画が危険であるかを物語っているものであります。電力会社や操業的影響のない多くの科学者が指摘しているように、そもそも我が国の原発はプルサーマル用のMOX燃料を前提に設計されておられません。したがって、現存する原子炉においては、プルサーマル発電を行

うことは、その安全性に大きな疑問が持たれているところであります。しかも、そのMOX燃料は国内では処理できず、イギリスやフランスの再処理工場へ抽出され、ベルギー、イギリスの工場で加工されております。また、その検査体制も極めてずさんなことも問題となっております。福島第一原発に搬入された通称ペレットと言われる直径1センチ、高さ1メートルの燃料棒の外形検査が全数検査されていないことが分かり、抜き取り検査も関西電力の10分の1のわずか0.6%という結果であります。このことは後に重大な問題となって波紋を呼んでおります。現在、我が国の原発行政は高速増殖炉もんじゅの事故により、プルトニウム計画は大幅に狂い、その矛先をプルサーマル計画への方向転換を余儀なくされております。大量に排出される使用済み核燃料の再処理、余剰プルトニウムの抽出を続けなければならない、国は青森県六ヶ所村に2兆1,500億円を超える資金を投入し、使い道のないプルトニウム抽出を続けようとしております。大量に排出される使用済み核燃料の貯蔵庫が足りず、全国の自治体に貯蔵施設の受け入れを求めているのが、原子力行政の実態であります。原発はトイレのないマンションと言われるように、正に八方ふさがりの原発行政が今日のプルサーマル計画を生んだと言われております。このような現状の中で、プルサーマル計画は年々進行され、昨年、九州電力玄海原発でプルサーマルが開始され、そして、本年3月、今月、四国電伊カダ原発で開始され、今年度中に中部電力、関西電力でも予定されております。しかしながら、既に去る5日、玄海原発では、水冷却水の蒸気漏れの事故が報告され問題となっているところであります。同じく東電によるプルサーマル計画が予定されている新潟県柏崎刈羽原発では住民投票の結果、計画が否定されており、今は止まっている状態であります。今、未曾有の経済危機に企業の生産力が弱まり、電力需要が大きく落ち込んでいるこの時期、なぜ危険を冒してまでプルサーマル計画を進める必要がどこにあるんでしょうか、大きな疑問が残ります。今、世界各国では10年ほど前からアメリカ、スウェーデン、イギリス、オランダでは、大量にコストがかかるプルサーマル計画から大きく撤退しており、強力に進めているのは日本とフランスだけであります。今回の県の三つの受け入れ条件として、一つ、耐震安全の確保。二、高経年化対策。三つ目として、MOX燃料の健全性が挙げられておりますが、数年前の新潟地震による柏崎刈羽原発の停止、第一原発の34年も経過した原子炉での使用の問題、MOX燃料が運ばれて既に10年以上は、しかも検査もされていない燃料が運ばれて10年以上経過していることなど、このすべての条件をクリアする課題は山積であります。福島県は、プルサーマル計画と交付金は全く関係ないと言っておりますが、本年7月までプルサーマルを受け入れに同意した自治体には、原子力発電施設等立地地域交付金の30億円が交付されるなど、財政難の自治体には正にそれは魅力であり、お金で同意を求めるといって浅ましい電力会社と国のなりふりかまわぬ姿勢には強い憤りを感じるものであります。国の財政の捻出面からも重大な問題であります。我が町として原発隣接市町村として、このような危険きわまりない計画から町民の生命を守るため、断固としてプルサーマル計画受け入れ撤回論を県に求め

るべきだと思うが、その所見を質すものであります。安全性が確認されていない現時点で条件付きとはいえ、県のプルサーマル計画を受け入れることは、当然撤回すべきだと思うが、その点についての当局の考えを求めるものであります。

次に、大きな2点目として、富岡興業の産廃処分場の許可取消し後のその行方についてであります。昨年11月26日付で9件すべての許認可権が取消しされて、その後、県による何度かの説明会が開かれたわけでありまして、何ら具体的方向は示されず、あくまでも事業者の責任において管理するよう指導するという答えであります。残念ながら事業所にその当事者能力は既にあるものと考えてるのが妥当であります。これは処分場維持管理積立金の資金繰りもさることながら、昨年12月15日までに管理計画書を提出しなければならないのに、再提出を求められているにもかかわらず、いまだ提出をみていないことでも明白であります。産業廃棄物の処理及び清掃にかかわる法律、いわゆる産廃処理法の法的な問題もあるものの、人体に有害で健康被害が予想されるような物体が大量に存在することは紛れもない事実であり、それを黙認することは行政としてやるべきではなく、やってはならないことでもあります。今こそ町は基礎自治体として、原理原則にのっとり地方自治法の大原則に従って積極的に取り組むべきであると考えてるものであります。まず、今すぐできることとして管理監督庁である県に対し強い態度で臨むとともに、産廃処分場関連の情報を徹底公開するべきであります。そこで、次の2点について当局の姿勢を質すものであります。

県の指導内容も含め、処分場にいったい何が運ばれて、どのようなものが埋め立てられているのか。マニフェストも含めて、その中身について当然町村には来ているわけでありまして、これは住民に徹底的に公表すべきではないかと思えます。

二つ目として、今回の教訓を生かし、今こそ水源地保護条例などの町独自の条例を既に5年以上は考えてきたわけでありまして、相当なものできているとは思いますが、明確に示していただきたいというふうに思えます。

次に、大きな3点目として、この老朽化した庁舎建築の問題であります。本庁舎は昭和37年建築の長い歴史的な遺産であるものの、それほど文化的価値の高いものとは言えず、構造学的にはまだ耐用年数があるのかもしれませんが、地震が来るたびに山手線のようにひびが入るようなものでは、安全性のうえでも建築検討委員会を考える時期にきておりますので、この点について次の2点について質問をいたします。

一つ目として、職員や町民の安全性を確保するため、また、職務の円滑な機能推進のためにも、庁舎建築検討委員会を設置すべき時期ではないかと思えますが、その考えについてお尋ねします。

二つ目として、かつて庁舎建築の計画があったと思うが、それはどのような計画だったのか。そして、それはなぜ頓挫したのか、この2点について当局の考えを質すものであります。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） ○5番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

第1点目の福島県のプルサーマル計画受け入れ容認について、安全性が確認されていない現時点で条件つきとはいえ、今回のプルサーマル計画受け入れは、隣接町村として県に対し、計画受け入れの撤回を求めるべきでないかについてのご質問でございます。佐藤福島県知事が、本年2月の定例県議会で表明いたしました東京電力福島第一原子力発電所3号機で計画されているプルサーマルの実施についてでございますが、県知事は国際的な原子力発電回帰の動きが顕著になっており、国も推進の方向にあると指摘しております。また、東京電力による原発事故の再発防止策や情報公開、国の安全規制の取り組みにも一定の評価をしております。ただし、プルサーマルの実施に当たっては、原子炉3号機の一つ、耐震安全対策。二つ、高経年化対策。三つ、プルトニウム・ウラン混合酸化物燃料の健全性といった三つの技術的条件がすべて満たされていることを必要不可欠な条件としており、県知事は非常に慎重な姿勢をとっていると認識をしております。当町は原発の隣接町村になっておりますので、安全安心なまちづくりを進めていくうえで、高い関心を抱いているところでございます。現時点においては、県知事の慎重な判断と原発の設置町村、そして地元住民の動向をよく見極めながら今後の推移を注視してまいりたいと考えております。

次に、第2点目、産業廃棄物処理場の情報公開についての(1)、県の指導内容を含め、処分場に持ち込んだ廃棄物の中身を公表せよとのご質問でございますが、富岡興業株式会社の産業廃棄物最終処分場に埋め立てられた廃棄物のうち、埋め立て累計量が1万トンを超えるものの種類とその数量について申し上げます。

1点目、燃えがら1万9,556トン。汚泥6万9,754トン。三つ目、廃プラスチック類3万1,453トン。四つ目、鉱さい15万7,687トン、その他のものと合わせて埋め立て数量の合計は29万5,247トン余りとなっております。なお、これらの数値は、事業者から提出された産業廃棄物処理量報告書に基づいております。福島県では、今後も富岡興業株式会社に対しましては、産廃施設の管理を徹底するよう厳しく指導するというところでございます。

次に、(2)の今回の教訓を生かし、今こそ町独自の条例を作るべきではないかのご質問でございますが、私は町長として、町民皆様の安心、安全を確保して、この素晴らしい川俣町を、そして、豊かな自然を次の世代に継承していく義務がございます。そして、協働のまちづくりという大きなテーマの中で、町民の皆様お一人おひとりもまた同じように、緑の中に光る絹のまち川俣を守り、育て、継承するという崇高な役割を担っておられるのでございます。これからはこのような認識の下、環境の保全に関する基本理念を定め、町、事業者、そして町民の皆様の役割りを明らかにすることなどを目的とする条例を制定していく必要があると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、第3点目の老朽化した庁舎建設の検討委員会立ち上げについての(1)、職員や町民の安全を確保するため、また、職務の円滑な機能推進のためにも庁舎の建て

替えをすべきではないかについてのご質問でございますが、現在の庁舎につきましては、昭和37年6月に川俣町役場庁舎として建設以来、築47年が経過しております。この間、昭和54年から55年にかけて、当時の電算室増設に併せ庁舎改修を行うなどの経過後、これまでの間、施設や各種修繕等に努めてきたところでございますが、施設の老朽化や狭隘度が進んでおり、町行政の拠点として多様化する住民ニーズへの対応や防災面に関しても、多くの課題があるところでもございます。これを踏まえ、庁舎建設計画のあり方につきましては長年の懸案ではございますが、庁舎建設計画の位置付け、実効性、建設基金の造成といった課題もございますので、当面は教育施設や図書館など直接的に住民サービスの向上を図る施設整備を優先的に計画し、庁舎につきましては、その後、十分に時間をかけて検討していく課題であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、(2)のかつて庁舎建設の計画があったと思うが、どのような計画だったのかについてのご質問でございますが、本町では、平成11年6月から地方自治体におけるPFI事業の推進を基本テーマに、町事業へのPFI事業導入に関する検討作業を進めてきておりましたが、国におきまして、平成11年7月にPFI推進法が制定されたこともあり、平成11年度の自治省、現在の総務省でございますが、の委託事業により、庁舎建設事業におけるPFI方式の導入に関する検討調査事業に取り組んだ経過がございます。なお、調査事業に当たりましては、民間委員の方々が中心の検討委員会を立ち上げ、民間資金の活用による事業の早期実現、民間企業のアイデア、ノウハウを活かした行政の向上等、PFI方式の導入等に関する検討調査を実施し、平成12年3月にPFIの手法による「川俣町役場庁舎及び周辺施設整備事業実施方針案」の入った報告書をまとめました。しかし、報告書の中に実現化に向けた課題、問題点が整理されておりますが、費用負担を含めて解決しなければならない課題が多く、実現に至らなかったものでございます。

以上で答弁いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は2時15分といたします。  
(午後2時00分)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。  
(午後2時15分)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 引き続き5番 菅野清一君の質問を続けます。菅野清一君。  
○5番（菅野清一君） 細部にわたって予想どおりのご答弁をいただいたわけでありませうけど、少し前に話を進めないとなかなか進まないんだらうと思いますので、若干の残り時間わずかだと思っておりますので、若干の質問を続けていきたいと思っております。

第1点目のプルサーマル関係でありますけど、先ほど申しましたとおり、第一原発のつまり1Fの3号機というのは、大変問題の多い原子炉なんですこれは。たぶ

ん県内の原発機の中で一番トラブルの多い原子炉だと思います、この3号機については。当時第1号機が46万キロワット、第2号機から78万キロワットのBW型なんです、この辺は非常に設計図の問題があるのかどうか私知りませんが技術屋でありませぬので、非常に問題の多いと言われている原子炉です。特にこれから浜岡発電所にしてもイカタにしても、玄海発電所にしても、古いものに中心的にプルサーマルが計画されている実態があるわけです。そういう意味では、極めて危険きわまりないというような状態だと、私はそういうふうに思うわけでありませぬ。この点について、まず、町長のプルサーマルに関してのご見解について、どの程度のご認識なのか、その点に関してお伺いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 5番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

プルサーマルの計画受け入れ容認についての撤回を求めるべきでないかという関連してのことをございますけれども、これらの原発問題につきましても、福島県はもうここ前知事の時代から大変厳しい対応を取ってきておりました。それは質問にありましたように、大変危険なものであるということでありませぬ。それは私も同じ認識であります。そういった中から安全性とも含めての議論をされてきたわけでありませぬけれども、一方では作業上の必要からも、また、今言われている環境問題も含めて見直しもされているというような話の中から、いろいろと多面的にこの問題については国を挙げて議論をされていると思っております。しかし、一番問題なのは、当事者であります立地市町村であると思っております。いわゆる原発交付金など今、大変な経済状況でありますから、そういった大きな財源がほしいところは、もう十分やまやまだと思っております。しかし、そうはいうものの、この危険きわまりないものをそのまま放置したまま受け入れるわけにはいかないということで、私は反対という、また、十分な時間がかかったというような認識に立っております。このたび福島県は、そのようなことの長年にわたる検討期間も踏まえて、今回県知事の談話が発表されたわけでありませぬけれども、その中での特に福島県が三つの技術的条件を付したということは、やっぱりこれは私はかなり突っ込んだ議論の中での結論といいますか、方針を出した経緯があつたのではないかなと思っております。私どもは隣接でありますけれども、同じ自治体といたしまして考え、また、思いというのは危惧した中でやっていかなくちやならないとそのように思っておりますので、それぞれ今後とも関係する自治体の動向なり、そしてまた県の方の同項を見極めながら、危険なものはどのように対応していくのかということとは、広く県民の議論の中で最終的に決められるべきだと思っておりますので、私どももそのような立場で、この問題については対応していきたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 県の動向を見守りたいということなんですが、どうやって見守るのか具体的にお尋ねしたいと思うんですが、まず、三つの条件を出されているわ

けですけど、高経年化と、これはどうにもならない話。44年も経過しているわけですから、これはもう対応できないのは明るみなんです。燃料棒は既にペレットはもう運ばれてもう10年以上経っているわけです。関西電力の10分の1もしない密度の低い検査対比に入ってきたということは、これ間違いない事実なんだよねこれ、報道されているとおり。その辺も含めると、その二つ目と三つ目をほぼアウトだろうと私は見ているんですね。そういう意味では、通常のウラン燃料を使う原発と違って、もう数千倍、数万倍という危険度の高いものも、これから福島県はやろうしているわけですね。そのポーズなのかどうかそれは分かりませんが、ただ、現実には双葉町が財政再建団体というようなことで、今、構成市町村4町の中でもなかなか厳しくなっている状態で、いわゆる電源交付基金三権ですね、これは田中内閣のとき1か月で通した強行採決で通した法律であります。電源再発整備促進法とか、いわゆる核燃料を含めた地域交付金はそういう形になっております。この時限立法でありますので、それ切れた後にまた、こういう形で財政難を理由にやってくるということは、非常に私は問題であろうというふうに思います。設置町村はともかくとしても、設置町村でないわけですから、川俣町は。基本的にもそんなに遠くはないわけでありまして。だから、そういう意味では、相当きちんとした情報なり知識を持たないといかんと私は思うわけです。具体的にじゃ見守っていくっていいんですが、じゃ庁舎の中でどういう検討をこれから調査されようとしているのか、するつもりもないのか、ただ見守っていただけなのか、その点についてお尋ねします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 5番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

この問題は、今日の新聞にも宮城県の女川原発が、いわゆるこれのプルトニウムですね、これを県知事と地元市町村が合意して受け入れ態勢を明確にいたしました。全国の原子力発電所地域については、先ほど5番の質問の内容のとおりであります。新たに女川が入ったということでもあります。これらは全国的な県などの動向を見ていると、福島県のようにこのように厳しい条件を付けているところはございません。私は、そしてその中には国の原子炉安全委員会が、いわゆる電力から離れたところに設置すべきだということの県の要望も国の方には出しているわけでありまして。そういったことも、やっぱり第三者機関のきちんとしたものがないとだめだということでもありますから、我々もそうだなと思っておりますし、そういったものについては、私どもも機会の場に出た場合にはそんな話をしてきた経緯もございませぬけれども、何分当事者の市町村ではないわけでありまして間接的なこととなりますが、とにもかくにも地域の安全、安心を守るためにも、そしてまた今後の地域の発展のためにも、この原発問題については避けて通れない課題であるという認識の下に、私たちは県内の自治体の中でのいわゆる県の町村会の要望事項の中では各地方から出されるわけでありませぬけれども、そういった中でもともに議論をしていくということが、今後、ともに見守っていくという立場でありますことを申し述べて

答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 先月16日の県の発表以降、川俣町に対して県の方から何か具体的な説明なり話があったのでしょうか、なかったのでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

県からの方の説明等はございませんでした。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） なかったということは、今のところないのか、これからもいいのかそれは分かりませんが、あえて申すならば、これはどういうことなのかということで、きちんとやっぱり構成市町村としては、きちんと県にももの申すべきだと私は思いますが、その機会はどのようにお作りになりますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

県の方には状況等の説明をまず、どういう状況なのかということもいろいろとお話を伺わないとなりませんので、また、今までも県の方の情報等については、町の方にお寄せをいただいておりますので、今後、近隣町村としてどのような情報入手、まず、情報の提供があるのかというようなところも踏まえまして、県の方ともご連絡をさせていただいて、いろいろと情報を入れてまいりたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） なかったということで、これから申し入れをするということなんでしょうが、基本的に設置市町村ではないわけでありまして、檜葉、富岡、双葉、大熊ではないわけでありまして、これ隣接市町村には変わらないわけですので、これは県が県の責任でやる以上、市町村に報告する責任は私はあると思うんですね。市町村としては、ちゃんと町民に説明責任は当然出てくると思うわけです。とにかくこれだけ危険なものを県はやろうとした、返事したわけですから、これは重大な問題でありますから、このプルサーマルに関しては、その辺の産廃処分場を造るのとはちょっとわけが違うもの、そのぐらい大きな問題です。そういう意味では、もう時間もありませんので、ご存じのとおり憲法94条で実施立法権がございますので、そういう意味では基礎的自治体の長として県の方にきちんと申し入れをして、そういう協議の機会を作るべきだと私は思いますが、その点いかがですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 5番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

議会の方でもこのような内容の質問が出されて、その危険度の不安というものが出されているということについてのお話、申し入れは県の方に今後通していきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 声は低かったが、重大な決意と受け止めて、次の再質問にいきたいと思います。

今、宙ぶらりんになっておりますごみの山が、今、ただの山だというような経過になっておりまして、この産廃処分場に関しても。実際は産廃処理法の法律的な問題の解釈から言えば、処分場を取り消された時点で処分場じゃない。じゃ何だと言ったら、ただの山だと。ただの山に何が入っているんだと言ったら、ごみだろうと。そこから露出したものについては、産廃処理法で適用すると。こういう漫画みたいな話が現実としてあるわけですね。だから、これを見ると、産業廃棄物の処理法と清掃に関する法律というのは、あくまでも業者が事業をやりやすいために作った法律なんですね、これね結果として。だから、川俣町が昭和60年に9月27日に締結してある公害防止協定にしても、これ結局業者保護の条例なんですね結果として。結局何もできなかったわけですから結果として。で、ああいう判決に至るまでになったという事実があるわけです。そういう意味では、法的解釈うんぬんよりも、現実のところ30万トンとか35万トンと言われてますけど、これちゃんと計測したわけではありませんから、だろうの話ですね。あくまでも推計であります。そのところに先ほど報告ありました埋立の内容が出ましたけど、実際はだれも確認もしておらず、見てもいないということでもありますので、この点についてやっぱり法の壁を越えてでも地域住民の権利や生活を守るのが自治体の役目だと思うので、この点について憲法地方自治法うんぬんはあなた方専門家なので私これ以上申しませんので、この点についての現段階での取組みの方向についてお尋ねします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にご答弁申し上げます。

町でどのような方針か、どのようにやっていくのかというふうなご質問かと承知しましたけれども、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、町は住民の方々の安全、安心のために県に対しまして事業者に対しまして適切な指導を求めていく、あるいは事業者に関しましては適切な対応を求めていくということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 積極的に適切な措置をしていきたいということなので、それじゃお尋ねします。

この水質検査等について予算化されまして、実施の計画になっておるわけでありまして、今回は飲料水の水質検査というふうに限定された形になっておるわけですが、その後、これ飲料水だけ見てもしょうがないわけです。これはすでに今までもやってきている状況がありますから、ただ、今度範囲が拡大されたということで、一つの成果かなというふう思うんですが、例えばある周辺地域の堀、河川、あとは土壌等の調査については、これからどのようにされるおつもりですか。また、住民の要求があったら、やることになるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

水質検査に関するお質してございますが、議員おっしゃられましたように、町は飲料水という観点で、それから県の方では排水の基準というふうな観点で、今年度ないに検査をするというふうなことになっております。このことに関しては、先日というか、3月2日の日に地元の行政区長さん、自治会長さんにお集まりをいただいてご協議をいただき、ご確認をいただいたところでございます。お質しのそのほかの観点、土壌なり排水路なり、そういった部分につきましては、今後、今回の検査の結果なども受けまして、必要性があれば検討させていただきたいと考えます。

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 必要あればということで、その必要性はどなたが判断するんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

検査の結果を受けて、町が総合的に判断するというところでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 今まで例えば流出で溢れるたびにいろんな検査データが結果として出ているわけですけど、地元としてはその検体の検出方法も含めて、ほとんど信用してないというのが、これ実態なんですね。そういう意味では、今度の検査はどのような機関で、どのような資格の持っている者がどのような方法でやるのか、まず、それをお尋ねします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 要するに水質検査の具体的な図式はどうかというふうなお質しかと存じますが、財団法人の福島県保健衛生協会に委託するというところで現在、進めております。これはいわゆる計量法に基づく資格なり登録を持っておられる業者さんでございますので、計量検査報告というふうな形で報告をいただきます。ですから、何といえますか客観性については間違いはないと考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 客観的に大丈夫だということなんですが、それはどのぐらいの人数の人が検査官がいて、どういうふうにするか町で把握しているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

人数、その他については把握しておりません。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 把握していないのであれば、把握していただきたいと思います。

恐らく飲料水等についてはこれ調査してみないと分かりませんが、何とも言いえないんですが、現実に先月ですか、福島大学の先生ともちまして現地の周辺見たところに、まあ敷地外ですけど、これ学者はいろんな説がありまして、温度が高いときに

検査しないと出ないという人と、温度が低いときじゃなければ出ないという人がいるわけですね。たまたまこの前は一部その水温を測ったら、そこだけ非常に温かいと。これは明らかな化学反応を起こしている実態があると、これは調査しないと分かりませんが、そういう具体的な例も出ているわけですね。そういう意味では、一切あの施設は管理型でシャットアウトなものですから、1ミリたりとも外には出てはならないことになっているはずですよ。で、そうは言っても実際はあの山のてっぺんに施設があるわけですし、そこから水は下から上には流れていきませんから、そうすると漏洩なり露出はあつてしかるべしだと思ふんですよ。あることは十分考えられるわけですよ。だから、そういう意味では土壌検査等の河川も、これは地元としては強い希望であります。そういう意味では、これきちんとやっていたきたいなというふうに思っております。現在、12月18日に県が来て区長に説明をして、1月の27日でしたっけ、もう少し前か、1月と2月に山木屋と岩代町で説明をしたということなんですけど、去る2日の県議会の質疑の答弁の中でも、生活環境部長はあくまでも事業者にやらせるんだと。事業者の実際今、事業者は財産処分の手続きに入って、今、動いているわけですけども、県の方でもそれは把握しているようであります。ただ、現実には、今、維持管理積立金は1,100万円ですかね、1月の時点で。恐らくこれが増えることはないんだろうと思います。そういう意味では、やっぱり最悪の事態を予測されるわけですよ、現実には。それも含めてやっぱり町は直接関連責任なり権限はないとしても、やっぱりもっときちんと県の方には強くやっぱり申し入れるべきだと思いますが、現在、町と県の方の協議の中では、どのような状況になっておりますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

今、議員のお質しの内容というか、おっしゃったようなことまでなんですよ、私どもで分かっているというのは。につきましては、お質しの点、だからそのとおりですと申し上げるしかないかなと思ふんですけども、町としては、まず、県はとにかく業者にやらせるというふうなことを強く言っているわけですけども、私どもも全くそういうことで同じような立場で臨んでいきたいというふうなことでございますので、ご理解をいただきたいと思ふます。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） そうですかというわけにはいかないから私聞いているんですけど、まず一つは、地元住民にいろいろ話を聞きますと、とにかく一粒たりとも残さず撤去しろというのがまず最終目的の要望であります、地元としては。いみじくも去年の12月で町長は、新たな業者の参入は認めないということを言いましたので、その分の安心はあるわけでありまして、現実にあの大量のごみのが山の頂上にあるというのはこれ事実でありますので、これはやっぱり設置自治体の長としても相当重大な決意を持って県なり国に押しかけていくくらいのやっぱり意識はあつてしかるべしだと思ふます。そういう意味では、水源地保護条例のようなものでなくて、

もっと広い意味での条例を作りたいなどということをおっしゃるんですけど、それはそれとして、まあ新しい町長が替わったらやるべという話であって、それはそれで別に構わないわけですけど、もっと今の時点からもっと前に進むようなことをやらないとこれ納得しないと思うんですけど、町長どうですかね。実際は確かに県の指導もたぶんありますが、自治体独自の環境保護条例でも水源地保護条例でも水質汚濁防止条例でも構わないですけども、名称は。そのきちんとまず作って、それでやっぱり住民の生活を守るというのが大前提だと私思うんですけど、この点について改めてお答えしていただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 5番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

いろいろと県の方でも説明している、何回も開いています。そういった内容については、県では一貫してこのような質問あることから抜け出ていない状況であります。先の県議会の答弁でも、そういうことであります。私も水道局長、そしてまた県の方の部長、課長の方にもお話し申し上げておりますが、そういうようなことで話されておりますので、県は責任を持って対応していくというような話を我々には言っておりますので、私どもはそれを信じて、先ほど言ったように何か地元でいろんなことについては、逐次県の方に申し上げながら遺漏のないようにしっかりと対応していくのが、地域の皆さん方の安全、安心を守るうえでの大事なことかと、そんな思いで県の方とは落ちのないようにこれだけは十分に対応しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 県も責任を負って対応するんじゃないかと、県は責任を持って業者を指導していくと言っているわけですね、現段階では。これだとなかなか前に進まないわけですね。それで、今現実にああいう状態なものですから、自治会の方でも相当の現地視察の規模がどんどん増えております。そういう意味では、町の方からきちんとむしろ担当職員が住民なりを先頭になって連れて行くくらいの姿勢があつて私はしかるべきだと思うんですけど、その現地視察について、町は具体的にどのように積極的に進める考えなのかお尋ねしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 答弁申し上げます。

ご要望があれば対応させていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） ご要望がありますので、是非特に担当課長は積極的に勇猛果敢に取り組んでいると私は解釈しておりますので、是非積極的に対応していただきたいというふうに思っております。それで、今現在、1月に説明1回、あと2月に二本松市で説明会やったわけですけど、今後の予定についてはどのようにお聞きしておりますか。

○議会事務局長（高橋清美君） 残り時間あと5分です。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

県の説明会についてのその後につきましては、承知しておりません。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 住民の要求に基づいて、県の説明会の開催については対応していただけますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

自治会さんの要望等につきましては、県の方におつなぎをさせていただきたいと思えます。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 大変積極的に対応しますという力強いご答弁だと解釈して、まず、最後に、何と言ってもあの35万トンだか30万トンだか、実際100万トン入っているか分かりませんが、あのごみの撤去を求めていることは、これ紛れもない住民の総意であります。そういう意味で町長も11月までの任期でありますけど、その間までにはきちんと徹底的にこれを申し入れしていただけるかをまず確認しておきます。県の方に。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 富岡興業の産廃の問題については、県の方にはしっかりと訴えておりますし、今後とも変わりなく強く、議員ともせっかくお話を聞いておりますので、その都度伝えておりますけれども、更にまた強く訴えていきたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） そういう意識があったかどうか分かりませんが、基本的には住民の生活の安全、安心を守るのが自治体の務めであり、首長の責任であるという解釈はこれは間違いないと思えますので、この点については基本的に憲法25条及び地方自治法1条2項をきちんと守っていただくようお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、1番議員 高橋道弘君の登壇を求めます。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 1番議員の高橋道弘であります。議長のお許しをいただきまして、先に通告いたしました第五次振興計画について質問をさせていただきます。

さて、我が川俣町の現状は、少子高齢社会の進展、経済のグローバル化などにより、産業構造の変化が進みまして、非常に厳しい状況にあります。また、昨年の夏に発足をいたしました民主党政権は、地域主権を政治改革の一丁目一番地と位置づけておりまして、来年度以降実施されます一括交付金制度の導入とともに、今後、地方自治体の経営は自立の時代に突入していくこととなります。このような社会経済構造の変化のみならず、歴史的な政治変革の嵐の中、平成22年度に策定されます第五次振興計画は、川俣町の未来を左右する我が町政における最大の重要

課題になっておるものと思います。そして、これまで以上に地域経営の視点に基づく戦略的な構想と町民がだれでもが理解できる具体的な施策、方針目標を政治責任をもって、町長は計上することが今求められておると思います。企業、商店の減少による雇用の創出、その結果、ますます進む若年層の町外への転出、そして、若年層が町外に転出することにより、拍車がかかっている出生者数の減少と高齢者世帯の増加、そして、ちまたに漂う思い閉塞感、この悪循環を断ち切って、町民に夢と希望を持っていただける、そういった町の未来を示すこと、このことこそ第五次振興計画に求められている課題であろうと私は思います。このような視点に立ちまして、大きく3点について古川町長の考え方について質問をさせていただきます。

まず、大きな1点は、振興計画に総人口5歳階級男女別現住人口、世帯数、産業別就業人口、町民1人当たりの平均所得額などの数値目標を示す考えがあるのかどうか。

二つ目には、振興計画のその目標を達成するための重点施策として、今、何を考えているのかお尋ねをいたします。

そして、大きく三つ目には、これから地域主権地方分権が進む中で、基礎的自治体として存続をしていくためには、若年層の定住が何よりも必要条件となるわけがありますが、次世代の育成支援策の充実をどのように図っていくのかお伺いをします。その具体的な中身として、一つ、川俣町次世代育成支援地域行動計画後期計画の策定が進められていると思いますが、その基本理念は何なのか。二つ目には、多くの需要があります特定保育について、取り組む予定があるのか。三つ目には、病児、病後児保育に取り組むのか。そして最後に、事業所内保育、認証認可保育所、あるいはNPO法人など、その他保育施設の位置づけをこの後期計画の中でどのように位置づけをしているのかお尋ねをしたいと思います。

以上、第五次振興計画につきまして質問いたしました。課題についての認識は古川町長も同じだろうと思いますので、是非明確なる具体的な答弁を期待をいたしまして、質問といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

第五次振興計画で川俣町はどう変わるのかという質問の中における1点目、振興計画に人口、5歳階級男女別人口、世帯数、産業別就業人口、1人当たり平均所得額等の数値目標を明示するののかについてのご質問でございますが、人口につきましては、国立社会保障人口問題研究所が平成17年の国勢調査結果を基に全国1,805自治体の今後30年間の人口推計を出生、死亡及び転入、転出の人口変動からなるコーホート要因法を用いて平成20年12月に推計をいたしております。推計は5年目ごとになっており、本町の人口は平成32年に1万4,423人、平成37年には1万3,494人になると推計されています。平成32年の推計人口と平成37年の推計人口の差を按分し、平成32年の推計人口に加え、次期振興計画の目標年である平成34年の推計人口を求めると、1万4,051人となります。しかし、本町

の人口は、平成17年度以降、減少が著しく、平成21年度までの4年間の人口減少率は、約7.2%になっております。なお、平成12年度から17年度までの5年間の人口減少率は、4.0%でございました。このような状況から、国立社会保障人口問題研究所が公表しております推計値よりも、更に下回って推移するものと見込み、次期振興計画の目標年次でございます平成34年の人口を1万2,150人と推計をしております。したがって、5歳階級男女別人口、世帯数及び産業別就業人口の数値目標につきましては、人口推計に上乗せした形で目標人口を設定することが難しいと考えており、資料といたしましては、人口、世帯等の推計値を掲載する考えでございます。また、1人当たり平均所得額等の数値目標につきましても世界的な不況の影響を受け、企業業績の悪化、失業率の上昇等、当町の産業にも様々な影響を及ぼしております、更に町民皆様の所得は当町以外の市町村とも関係がございますので、目標値を設定することは困難であると考えております。

次に、2点目の振興計画の目標を達成するための重点施策として、何を考えているのかについてのご質問でございますが、現在、基本構想を検討している段階でございます。町民に夢と希望を持っていただける、住んで良かったと実感できるまちづくりをするために、町の将来像、町づくりの理念、基本目標、重点施策などについて、この基本構想の中に含め、まとめ次第、議員の皆様にはご説明を申し上げる考えでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

私の答弁は以上といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 続きまして、(3)の基礎的自治体として存続していくためには、若年層の定住が必要条件となるが、次世代の育成支援策の充実をどのように図るかのご質問でございますが、まず、①の川俣町次世代育成支援地域行動計画後期計画の基本理念は何かについてのご質問でございますが、川俣町次世代育成支援地域行動計画後期計画は、本町において生まれ育つ子どもたちは、かけがえのない地域の宝として、町ぐるみ、地域ぐるみで子どもを見守り、育てることを基本として掲げ、そのために子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めるとともに、子どもを育てる保護者や将来子どもを生み育てることになる次代の親が、子どもを安心して生み育てることができる社会の形成を目指すことを基本理念といたしております。

次に、②の特定保育を取り組むのかについてのご質問でございますが、特定保育事業は、児童の保護者が雇用、勤務形態の多様化に伴いまして、通常保育の時間までには必要がなく、おおむね1日6時間未満、かつ1週4日以内で、1か月当たりおおむね64時間以上の日時について、児童を保育することができないと認められた保護者の子どもにつきまして、保育園でお預かりをするという事業でございます。現在、すみよし保育園におきましては、定員にゆとりがある場合には、特定保育に該当する保育も受け入れておるのが現状でございます。なお、このことにつきましては、後期計画の策定にあたり、アンケート調査を行いました結果、一時保育を希

望する保護者が22.6%となっておりますので、今後とも一時保育と併せまして、特定保育につきましても積極的に推進してまいりたいと考えてございます。

次に、③の病児、病後児保育を取り組むのかとのご質問でございますが、本町におきまして病気発症中又は病気回復期にある、いわゆる病児や病後の幼児を対象といたします保育に取り組むためには、保育所や医療機関等におきまして、保育のための専用スペース等の施設設備が必要になってまいります。また、万が一子どもの急変等に備えまして、そういう備えることが必要でございますので、特別な研修を受けた保育士や看護師などの配置も必要になってまいります。病児、病後児保育の本県における実施状況は、都市部で一部現在、実施いたしておりますが、いずれも小児科を有する病院や病院と隣接する保育園との連携によりまして設置し、保育を行なっている現状でございます。本町におきましても、今後、次世代育成支援の一環といたしまして、本町において開業されております小児科との連携により、病児、病後児保育の実施について、医療機関の協力が可能かどうかを含め、検討してまいりたいと考えてあります。

最後に、④の事業所内保育、認証認可保育所、NPO法人等その他の保育施設の位置付けはどうかとのご質問でございますが、若年層の定住促進のためには、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりが必要でございます。現在、本町におきましては、通常保育のほかに低年齢児保育、延長保育、障がい児保育事業のほか、子育て相談事業をはじめ、幼稚園における預かり保育、そして幼稚園児を含む放課後児童クラブ等の事業を実施しております。そのほかに町内におきましては、NPO法人や老人クラブ員の皆様が、主体的に実施いたしておりますファミリーサポート事業をはじめ、自主的な団体が行っておりますお話ポケット等の読み聞かせグループや育児サークル等がございます。また、町内におきましては、事業所内保育所設置の計画もあるとの情報もございます。

以上、ただいま申し上げました各種団体の活動は、住民参加型の子育て相互援助活動支援事業として積極的に子育て事業に取り組んでいただいておりますので、町といたしましても相互に情報を提供し合うなど、積極的な連携を図り、安心して子どもを生み育てることのできる支援の充実と体制の構築に努めてまいりたいと考えてございます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） まず、人口といいますか、一番最初の問題から再質問させていただきたいと思うんですが、町長の話といいますか、今の答弁ですと統計に基づいた数字のほかに現状を加味して、更に実態に合った数字で振興計画作っていききたいと、こういうふうなお話だったと思うんですね。そのこと自体は私もその方がよろしかろうとこういうふう思うんですけども、問題は第四次振興計画の総括という話も同僚議員からありましたが、この川俣町で人口がなぜ他町に比べて大きく減っているのかという分析も私は必要なんだろうと思うんですね。そうしますと、例えば先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、過去10年間の人口減少、平

成12年から21年まで見ますと、1,947人ほど11%ほど人口減少している。しかし、その中身が私はやっぱり分析する必要があると思うんですよ。それを見ますと、いわゆる15歳から49歳のいわゆる現役世代といいますか、出生の問題で言えば出生可能年齢といいますか、そういった年代の方々に男女合わせて1,668人も減っているわけですよね。だから、1,947人減ったうちも、85%は15歳から49歳の町民の方々が減ったことによって、この人口減になっている。この原因は非常に大切なことだと思うんです。なんで15歳から49歳の人がいなくなってしまうのかと、そこをどういうふうに分るなっているのか、町長にお聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

人口の動態であります。私一つは、先ほど6番 齋藤博美議員の質問に答弁をしておりましたが、やっぱり働く場所、アンケート採ると必ず働く場所という質問があるんです。一番それが要望として多くて満足度が少ないのがそこなんです。今回の四次振興計画の反省でも、やっぱりその辺が出されておりますので、これからの五次振興計画の中では、本当にその辺をしっかりとやっていかないと、今、質問されております14から働き盛りですね、15～49歳までは、対応がやっぱりまだなってしまうんじゃないかと思ひまして、その辺をもっとしっかりと検証し、また、対策をしていきたいと考えております。それは仕事の場も含め、あるいは今はインフラも良くなってきておりますので、通えるなりいろんな方策あると思ひます。住宅政策の問題、産業政策含めてですねやっていかなくちやならないと思ひておりますのが一つあります。また、もう一つは、亡くなる方もここ何年か多いわけでありまして、生まれる方が100人前後に現在なっておりますが、亡くなる方は200人を超しております。230人くらいになるんですね。で、原因を調査してみたんでありますが、病気の方もおります。年齢的に見ますと、若い方といいますか、60代の方もいるんでありますが、70歳、80歳ぐらいの今で言えばまだまだ頑張る年代の方が多く見受けられますので、私はその成人病検診なりいろんな高齢者特定検診等については、議会の皆さんからもご要望いただき、予算措置は十分している考えでありますけれども、しかし、なかなかそれらについてもいけないところもありますから、これは福祉計画の中でも21健康福祉の中でもやらなくちやならないと思ひていますが、質問にありますようなまずは大事なものは14歳から49歳については、そのようなことかなと思ひておりますので、今後、計画の中にもそれらの対応については取り組んでいきたい。そのように考えております。まず、一つの答弁をいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 全く同意見なんです、私もね。その働く場所がないんだと、これが一番のやっぱり減少している原因だと思うんですよ。統計なんか眺めましても、例えば事業者数はこの10年間に大体35%くらい減っている。雇用人口も1

0%くらい事業者数も減っているというのが、川俣町の事情であります。大きな原因は、確かに町長が言うとおりのことですね。働く場所がない。働きたくとも川俣町ではないんだと、だから出るしかないということなんですね。ただ、これも町長計画作るからよく統計の数字をながめていただきたいと思うんですけども、じゃ町外転出ってのは、うんと多いのか、この間ですよ。という、そうではないんですね。社会現象の人口の動態を見ますと、例えば平成12年も町外に転出した人は580人なんですよ。そして、平成20年も実は580人なんですよ。じゃなんでその社会現象が起きるかという、転入者がいないんですね。転入者が全くどんどん減っているから、転出者は同じなのに人口減なんですよ。あと町長が言った自然減なんです。ですから、転出者は同じなのに、なんで転入者がなくなってきたのか。これもやっぱり働く職場がないということだと私は思うんですが、その辺の分析もひとつお願いしたいということと、あともう一つ町長に認識をしていただきたいのは、先ほどの答弁にもありましたが、17年以降、川俣町の人口は大幅に減ったという答弁でした。最初の答弁で、もっと詳しく言うと、平成12年から18年まで減った人口は、実は947人なんですよ。先ほど10年間の1,947人中ですね7年間で減った人口は947人なんです。私と町長が選挙あった18年以降ね、合併の話題で町長選挙あった以降ですよ、実は1,000人減っているんですよ、3年間で。これは見過ごせない事実だと思うんですよ。ですからやっぱりよく町長おっしゃるね夢と希望の持てる住んで良かったという地域づくりとこう言いますけれども、正にその夢と希望の持てる川俣町かどうかということがね、その人口流出にも大きく影響している。ですから、平成17年は235人ですよ。社会減は111人ですよ、実は。ところが18年になると135人になって、19年になると183人になって、どんどん増えていくんですね、社会減は。この傾向に拍車がかからない限り、いくら言っても人口減少には歯止めがかからないと思いますので、その辺先ほど四次振興計画で同僚議員も質問しましたが、実は私は大変高い進捗率だと思っているんですよ。第四次振興計画の事業そのものが大変高い進捗率だった。今までにない第三次振興計画までの川俣町の是非からみれば、非常に高い進捗率なんですけど、それでもそういった傾向にあるという、その正に夢と希望の持てるまちづくりになっているかどうか。個別事業はいっぱいちゃんとやっているんだけど、トータルとしてなぜ川俣町の活気が湧いてこないのか。その認識について、町長はどう考えているのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

一番そこが問題だと思うんですね、私も。いわゆる事業をいろいろやっている。しかし、減る率が多いということについては、その我々言っている住んで良かったと思う町を作っていこうということであるわけでありましてけれども、減少率が多いということでもあります。ですから、指摘あるように人口の動態については、かなり

突っ込んだ検証をしていくことが大事だと思っております。それは指摘にあったとおりでありまして、自然現象、また社会現象、また増える方も含めて、今、町といたしましては交流人口の増加によって活性化を図っていこうと色々なことをやっておりますけれども、じゃそれが具体的に数字として結びつくような政策にしていけないと、ただ計画は挙げるけれども、それが後になって効果としてできないというようなことではまずいんでありますので、今計画には今指摘ありましたようなことも含めて、この具体的な政策の中に入れていきたいと、そのように考えております。減少動向についての認識を申し上げました。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 同じ認識なので期待をしたいと思います。それでですね昨年、皆でつくるまちづくりアンケート調査やりましたですね。これ平成8年の結果の17ページ見ますと、平成9年度にやった第四次振興計画のアンケートと比べてという欄もあるんですけども、先ほど答弁もあったとおり、何と言っても多くの町民の声は、まずは働く場を確保してください。これ第1位ですね。二つ目は何かというと、保健・医療体制の整備、これが2番目。3番目は、社会福祉の向上。4番目に商業振興。5番目に工業の振興、こうなっているわけですね。重点施策はこれから決めるんだという話でありましたけれども、この傾向は第四次振興計画を作るときのアンケートでもパーセンテージが上がった、ほとんど就労の場の確保にしる商店街振興の話にしる、平成9年度よりは町民の皆様の要望は高くはなってますけれどもね、順位はほとんど変わらないわけですよ。それを受けて第四次振興計画では、例えば就労の場の確保ですとか、工業振興は起業家支援をやりましょうという重点プロジェクトを挙げた。あるいは、社会福祉の向上、保健衛生の整備については、ふれあい福祉ゾーンの整備事業をやりましょう。これで重点施策をやっていくんだと。それから、住宅に公園緑地などの環境整備というのも大きなウエートがあるわけですが、こういったものは田園居住区整備事業であろう。商業振興は中心市街地の再整備をやっていこう。こういうふうな四つのプロジェクトに合わせたわけですね。基本構想を今まとめているところだからまとまったら言いますという話なんですけれども、これら四つの重点施策が、第四次振興計画の中で、先ほど言ったように個別はやっているんだけど、トータルとしてこの四つの重点プロジェクトを見た場合に、どのような評価になるのか、効果があったのかどうなのか、その辺の検証をしないと、次期五次振興計画の重点事業というのは出てこないと思うんですけど、その辺の町長の認識はいかがなものでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問にありましたように、四次計画の中で作った重点事業等について、その個々についての色々な政策は動いてきているわけでありましてけれども、それらを総合的に連携的にした場合どうだということでもあります。それらは大事なことでありますので、私どもも今回の五次計画の中には十分それを踏まえて作っていかなくちゃならないと思っております。ただ、いつも出てきます働く場所の確

保、就業の場、これについては今、町の方でもまた新たな計画の中に入れていく。従来のように起業家支援、あるいはまた企業誘致ということも当然これは大事であります。しかし、これは町内の企業がまた力を付けていくということで、既存の企業の振興もやっぱり大事だと思っておりますので、そういったことも新たな観点も含めて従来のもを見直し、それにプラスする意味でも今回の計画は十分に四次振興計画における反省点を踏まえていかなくちやならないと思っています。農業についても、大きく農業も変わってきております。今回も民主党政権になりまして、戸別補償問題が出されておりますし、米のあり方についてもやる。町の方でもいろいろと中山間地の進行についてはやっておりますけれども、しかし、荒廃する農地は増える一方であります。ですから、荒れない農地にするためにはどうしたらいいんだという、また新たな観点に立った農業振興政策も大事なんではないのかなと、そのような現時点において考えられるものについてもまたプラスしながら、この辺の基本構想については十分練り上げていきたいと、そのように考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） そのような視点で是非きちっとやっていただきたいんですが、その際に是非これ町長頭に入れて位置づけというものをこの第五次振興計画の中で考えていただきたいと思うんですけれども、先ほど言ったように15歳から49歳の人口減が川俣町の人口減の大きな要因である。その際にちょっと古い統計見ると分かるんですけれども、川俣町が元気だったときは、いわゆる2万4,000～2万5,000人の人口を維持しているときは、ご存じのとおり、だれしも分かるとおり繊維産業が中心だったわけですよ。そのときの15歳、49歳の人口構成というのを見ますと圧倒的に女性が多かったわけです。特にいわゆる適齢期というのはどこで言うのかと差別の問題もあるのではっきり言いませんけど、特に20歳から例えば30歳の間の人口構成を見ますと、女性の方が多い年は600人くらい多いんですね、男性の人より。それは繊維産業で女子型の労働だった。それで、多くの若い女性が働いたということがそれであるわけですが、要は発展していく町はどこでもそうですけれども、男女比率で見えていきますと、若い女性がいるところは伸びていくんですよ。これは全国どこでもそうなんです。若い、いわゆる女子型の若い女性が魅力を持って働ける職場というのをどういうふうに作っていくのかというのは、非常に重要な課題。それをやっていかないと出生率も上がりませんから、将来の川俣町の人口構成というの歪みが取れないで進むわけですよ。その際に、来年度予算の中でも、例えば済生会川俣病院さんが佐藤病院にですよミニ特老、ミニ老健を造りますと。あいの里さんが、小規模多機能のグループホーム施設を造りますと、こういうふうな予算措置がされていますけど、そういったものを単に保健医療、あるいは社会福祉の向上施策としてだけ位置づけるのか、そういったものもいわゆる企業誘致、工場誘致の一環なんです。いわゆる働く場の確保なんだというふうに位置づけるかによりまして、後で質問するんですけども、要はそういったところに働く方というのは、女性が多いわけですよ。お子さんがいる方、

あるいはこれから結婚なさる若い女性の方もいっぱいいるわけですよ。その際に、じゃ次世代育成支援って先ほど教育長答弁しましたけれども、そういったものの需要にかなう、そういった人々が持っている生活上の困難、子どもを保護していく、保育をしていくうえでの課題、そういったものを解消していくような計画になっているのか。こういうことが求められると思うんですよ。それで、そういった位置づけの仕方を是非していただきたいと思うんですが、町長としてはどうでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

質問にあるとおりでございます。前には南東北が老健センター、特養が設置されました。その時点でも、若い介護士さんがたくさん来られたわけでありまして。それは理事長なんかとも話をして、是非とも川俣町に留め置きたい。そのためにはどうするかを考えようということできました。なんかいろいろと話をしておりますと、住宅の問題もいろいろございます。そんなことで、川俣町が高いという話も出されております。その中で今般、雇用促進住宅をおかげさまで買って、それを住民の皆さんに提供するような体制をとることができたんでありますけれども、そういったことも住宅政策などもやっぱりやらなくちゃならないと思っていますし、ただ単に来た方だけじゃなくて、企業誘致という観点から考えれば大事だと思っています。今般の済生会の分院については、約60名ほどの職員がまた増えるわけでありましてから、そういった方々が若い人たちがやっぱりここでがんばれる環境づくりが確かに大事だと思っています。ただ一つですね、川俣町は質問にあった当時、女性の方が働く場所もあっていっぱいいたと、企業誘致は男子型を呼べというようなこともあった時代もあったわけでありまして。しかし、今は、私はそんな男子型とかじゃなくて、企業誘致も今お話あるように、就労の場として考えれば、男子も女子も働ける、女子だってなにも悪いわけではないのでありますので、そういう観点をもって今、企業誘致等については話をしている現状もございます。質問のようなことを踏まえて、まちづくりの中に生かしていきたいと思っています。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 大変同じ認識なので大変期待を申し上げますので、是非そういった計画になるようお願いしたいと思うんですが、次世代育成支援の方にそれと関連してお聞きをするんですけど、今、計画策定中ということだろうと思うんですね。まだ決まったわけではないと思うんですが、ご存じのとおり、今、この次世代育成支援の地域行動計画前期計画というのは、町長部局にいわゆる子どもの保育の問題等はあった際にできた前期計画なのね。今回、教育委員会に移って子ども教育課が所管課になって、今度は作る計画なんですね。そうしますと、別にあらを拾うというわけではありませんけれども、先ほど教育長さんが言ったとおり、全部やられて網羅されるような計画なれば、大変私も賛同するところではありますが、残念ながら私が今、手もとに持っている資料によれば、例えば前期計画でやるといった事

業のうち、今後の方向性の検討というのがありまして、継続実施は72件と書かれているんですね。修正実施は11件と書かれている。変更は1件。ところが休止する事業は6件あります。廃止の事業は3件ありますと、こう書かれているんですね。その休止、廃止の事業を見てみますと、一つは子育てをお互いに助け合う社会づくり。労働条件の整備、休止。再就職のための支援、休止。就業条件環境の整備、廃止。赤ちゃんふれあい体験事業、休止。講師の派遣、学校への講師の派遣等、休止。思春期相談事業、休止。町道整備基準の策定、廃止。公共施設における子育て支援設備の整備、廃止。ひとり親家庭児童生活支援事業、休止と、こう載っているんですよ。まあ町長たぶんご存じないと思うんですね。こういう議論されているということについて。ですから、教育委員会部局にいったからこうなったのかなというのは大変失礼な話になるんですけども、やっぱり政治的といいますか、総合的な行政全般にわたる話なんですねこれね、企業への要請とかなんとかという話になりますから。そういったことについて、非常に弱くなってくるんじゃないですかというふうに私は思うんですが、町長はどのように受け止めましたか今の話。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問にあったとおりであります。横の連携とこの政策、大きな次世代育成支援事業でありますから大きな事業であります。これらは、今回、昨年の4月から教育委員会部局にいったからということじゃなくて、行政として一体となって進めていくべきだと思っておりますので、改めてその点については検証していきたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 是非もう1回見直しをしていただきたいと思いますと思うんです。できたわけでありませぬので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう1点、基本方針なんですけれども、前の前期計画でも五つあって、今度の後期計画でも五つを挙げているんですが、多少表現が違うんですね。その中で私大変残念に思うんですけども、それは基本方針の3番のタイトルは、母性並びに乳児及び乳児等の健康の確保及び保持増進とこう書かれているんですね。その中で前の前期計画では、各種健康診査ね、3歳児検診とか0歳児検診とかありますよね。そういったものも充実をして支援をしていくんだと、こう書かれているわけです。町長が来年度予算では、今度無料化の回数も増やしますという、こう充実しているわけじゃないですか。ところが今ある素案では、たぶん健康診査ということは出てこないんですよ、基本方針に。ですから、今答弁は求めないというか、答弁がどうこうよりも、やっぱり教育委員会にいったことによって、総合行政という立場での目線が非常に弱くなってしまって、せっかく今良いこと、予算付けて始まるべと言っているのに、肝心の後期計画には載ってないとそういう文言がですね。それでは、やっぱり私は先ほど言った四次振興計画で一生懸命いろんなことやって、トータルとしてみると何をやっているのか分からないと町はということと同じことになると思いますので、是非休廃止する事業、それから基本方針の考え方当

について、是非教育委員会部局だけでなく、町長部局の関連する例えば先ほど町長答弁したとおり、建設水道課も関係ありますし、保健福祉も関係ありますし、町民税務課も関係ありますし、ほとんどの職場が関係するわけですよ人間の生活は。ですから、是非そういった関係部局との中でもう1回整合性を取って見直していくということについて、再検討する考えはないかどうか、町長にもう一度答弁お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 子どもの医療費の無料化を含めてで、子育て支援事業については、現時点では32に上る事業をやっているわけであります。昨年の議会でお質しを受けながら、町としても冊子を作ってまとめたわけでありますけれども、今質問にありますようなことについて、連携が取れていないことについては、これはもう広く町民の皆さんの周知方についても影響を与えるわけでありますので、十分これからそういった面も再考というよりは共通認識に立つための会を持って進めてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） それでは、そういった形で是非今年度中に策定するということがありますから、関係者並びに町民の皆さん、若い人たちが希望が持てるような、そして分かりやすい後期計画を作っていただきたいと思います。で、具体論でお聞きをしますが、まず、特定保育の問題ですけども、先ほど教育長の方から特定保育の中身まで制度の説明までしていただきましてありがとうございます。それで、アンケート調査によると、31%の人がやってくれよと書かれているという話になっているんですね、特定保育について。先ほどの答弁だと、休日保育と一時保育と併せてあるんだと。なおかつ保育園で余裕があるときはやるんだと、そういう話しましたよね。ですからそういうことではなくて、やっぱり計画に目標事業量とか、いつまで何やるんだとか明確に書くわけですよ、計画書にね。ですから、特定保育のことは、需要はあるわけですから、現実に。前も質問したかと思いますが、要は特定保育の場合、例えば就職活動をしたい方が保育をね、就職活動したいために預かっていただきたいんだというのが一番多い場合ですよ。一時保育というのはまた別の話ですから。ですから、そういった今、厳しい経済状況の中で、何とか暮らしていこう、自立していこうと頑張る若い人たちに、その枠がないから受けられない。今度枠があるからいいと、そういうことでは安心して就職活動もできないわけでありますから、是非この計画の中に特定保育の事業数量、目標、きちっと挙げて取り組んでいただけないかどうか、今度は教育長お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

先ほど議員のご質問にお答え申し上げた中身は、現在、特定保育等で空きがある場合、一時保育等を含めて実施しておいたという話をご答弁を申し上げたところではありますが、今後、ご指摘ありましたその特定保育につきましても、非常に重要な

部分でございますので、十分に検討をし、将来計画の中で実施できるような方向で勉強させていただきたいと、このように思います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） すみよし保育園もですね150人まで一時保育して、その多少過密だということもあって、南幼稚園の方に一部延長保育の部分に移して、その余裕を持たせましょうということをやっているわけでありますから、そういうことを考えればきちっと制度化をして、そして、皆さんに分かりやすいように宣伝をしていただいて、広報していただいて、是非安心して就職活動なり就活活動ができるような仕組みにさせていただきたいと思います。将来の課題でなくて、これ需要は高いわけですから、一時保育よりも休日保育よりもこっちの方がアンケートの調査結果から見れば需要度は高いはずですよ。ですから、需要度の高いことを率先してやるということは当然のことだと思いますので、是非今計画の中で早期にできるようにやっていただきたいなど、こういうふうに思います。

それから、もう一つは、病児、病後児保育の問題ですけど、先ほどの教育長の答弁は、正に厚生労働省なりが言っている言葉になって、それができれば最高のことでございますよね。だけど、町が今議論している中身でも、こう書かれているんですね。病児、病後児保育事業は、病児、病後児保育事業については、既存のファミリーサポートセンターの機能を充実させて対応することとする。ただし、目標事業量は設定しないと書かれているんですね、この素案によればですよ。ですから、教育長が言うことは最も望ましいスタイルであるし、そうできれば一番良いことだと思うんですよ。しかし、現実にはなかなかそれを今日、明日実現するということは難しいことだと思うんです。施設の整備もある、医師会の協力も必要だ、人材も必要だいろいろあります。だけど、現実にも今、ファミリーサポートセンターですとか、緊急サポートですとかいろいろな仕組みがあって、現実にもそれをやってはいるわけですよ。ですから、現実にもせっかくやっていることを計画に載せないで、やるんだけれども、目標量は設定しないというのは、町民から見ればやっているのかやっていないのか分からないじゃないですか。ですから、町民に分かりやすくするためには、きっちり計画に載せて、そして窓口もはっきりして、そしてだれしもが利用できるようにするべきだと思うんですけれども、そういったふうな考え方はないんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

この業務の保育等につきましては、確かに今議員お質しのようにNPO法人、あるいはサポート事業の中で実施していることは存じ上げております。したがって、今後、計画の中には、その事業の主体者たる法人、あるいは団体等についてこういう事業をしているという紹介、あるいはPR又は連携ですね、そういうような方向で明記はしてまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 今の教育長の答弁では、私は非常に不満なんです。というのは、要は前期の計画もそうなんですけれども、この計画そのものがね。前期の計画もそうなんですけど、要は町が、行政がやっていることはいっぱい書かれていますよ。けれども、先ほど言ったような住民参加型の事業もありますよとあるわけじゃないですか。そちらの方は非常に不十分なんです、この書き表すことが。要は町がやっていることはいっぱい書くのこう、延長保育やっています、一時保育やっています、預かり保育やっていますと書くの。けれども、じゃファミリーサポートセンターさんがじゃどんなことをやっているんですかと。お話ポケットさんはどんな事業をやっているんですか。腹ペコサークルは何をやっているんですか。緊急サポートは何をやっているんですか。そうすると、どこ見たって出てこないんですよ。今の素案の中でも出てくるのはですよ、私コピー撮ったら44ページになっているんだけど、7番、住民参加型子育て総合支援活動支援事業の実施、(1)、ファミリーサポートセンター事業（継続）、終わり。あと先ほど教育長言った腹ペコさんとかいろいろあると言っているじゃないですか。何も出てこないじゃないですか。それでは、住民の方は分からないと思うんですよ私は。やっぱりですよ、住民参加型で町長が標榜するような協働のまちづくりして町民参加でいろいろやっていくんだというならば、せっかくそこにある例えば授産所、これは乳幼児ですからあれですけども、そういったNPOさんがやっていることであろうと自主サークルがやっていることであろうと、同じくやっぱり行政サービスの中に位置づけて、町民の皆さん、受益者の皆さん方が使いやすい、使い勝手の良い、そして自分にあったもののサービスを自分が選択できる。例えば今のままでいくと、保育園に行ったら腹ペコさんは腹ペコさんに行ってください、ファミリーはファミリーに行ってくださいということになるじゃないですか。じゃ総合窓口はどこなんですかといったときに、教育委員会子ども教育課で全部フォローするという目線になってますか。計画にも書かないで、そういうことができるんですかということなんです、私が言いたいのは。そこはどうですか、教育長。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

先ほどちょっと私説明不足であったかと思うんですが、計画の中にいわゆる各種NPO法人、あるいはサポートセンター、あるいはそれに類似した法人等、団体等について紹介をしながら、共に連携をして情報交換ができるように考えてまいりたいと答えたのはそこに趣旨がありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） ですから教育長、紹介するというのが後ろ向きなんです。例えば前期計画は、基本理念はなんて書かれているかということ、地域全体で子どもを見守る川俣町と書いてあるんです、基本理念、キャッチフレーズ。楽しく子育て、皆で支援、地域全体で子どもを見守る町川俣、こう書かれている。だから、皆でや

りましょうというわけでしょ町の提言は。なんでその町の公共サービスね、町の方の直営サービスだけいっぱい載ってですよ、皆でやりましょうと言っておいて、せっかく地域で皆で頑張っている人たちのことをきっちり行政サービスの一環として位置づけないんですか。それも網羅して行って、初めて一つの地域全体で支える次世代の育成支援じゃないですか。そういう目線に立っていないんじゃないんですか。基本方針を書いたって、具体的な動態が何も出てこないんだから。そのことを言っているんですよ。もう一度お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

町次世代育成支援地域行動計画等につきましては、今、策定段階でございまして、各課とも調整中です。今後、十分議員のご指摘いただきました件について、検討しながら要望に応えられるように努力を申し上げたいということで、ご答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 是非そうしていただければ、せっかく地域で頑張っているそれぞれの団体なり、あるいは事業所内保育施設の話もあると思いますが、そういった方々も自信を持って行政の皆さんと相談しながら、少しでも良いサービスが提供できて満足度が高まるサービスになると思いますので、お願いをしたいと思うんですが、それで私いつも懸念するんですけども、民間でやること、民間委託だとか指定管理者とかいろいろ方法ありますよね。今言っているようにNPO法人なんかややるものは、もともと自主的に始まったものを行政がどう連携して行ってサポートしてお互いに良いサービスをしていく、こういうことなんですね。その際に民間に任せると、行政のなんで民間委託反対論が出てくるかということ、私から言わせてもらうと、行政が行政としての責任を全うしないからなんですね。民間に任せただからおれ関係ない。直営でやっている保育園の話、幼稚園の話だけはします。これ別に保育行政に限ったことでないですよ。次世代支援に限ったことではないんですが、そういったことが窓口、あるいはそれぞれの団体の方々とのお話し合いの際に、どうしても表面化するんですね。ですから、行政の責任とは何かということについて、認識したうえで委託をしないから、委託先に対する指導、責任ですとか、あるいはそのサービスの結果について町が委託をしたとすれば、町がやっぱりその結果責任を負うんだというその気持ち、ですから日常的にその窓口で座っている職員が全部について責任があるんだと、そういうふうな認識に立っていないがゆえに下請けすると民間に任せるとまずいんじゃないかという批判が出てくるんだと思うんですよ。ですから、民間との連携というのは、紹介したり単にやっただけではなくて、本来行政の次世代支援策もそうですけれども、責任を負うのはやっぱり自治体なんだよと。

○議会事務局長（高橋清美君） 残り時間あと5分です。

○1番（高橋道弘君） その認識をどういうふうにつかと思うんですよ。最後5分

しかないので、この次世代育成支援と関連してすみよし保育園と位置づけられているわけですね。すみよし保育園についてはよく分からないけど、幼保一体検討委員会だか経営の検討委員会だかやっているんでしょう、別にやっているんですか、それは。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 答弁申し上げます。

すみよし保育園等の運営の課題に関しましては、幼児保育検討委員会を立ち上げまして、その中で検討をしているところでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） そうしますと、正にどういう結論になるかそれは私の知るところでもありませんけれども、その幼児保育検討委員会の中で指定管理制度、何にしろ民間に任せましょうという結論が出てくれば、今、この公設だというふうに書かれている部分です、全部民間になるわけじゃないですか。そうすると、先ほどから再三言っているのはそこなんですけど、そのときにじゃ今のような考え方だどう書くんですかという問題が出てくるわけですね。そういうことになりますよね。放課後児童保育のわいわいもそうですけども、ああいった形になるとすれば、どう位置づけしてこの計画に載ってくるのかということもあるわけでありますから、是非その民間だ公共だということ関係なく、計画というものはあるべきだというふうに私は先ほどから主張している。そして、なおかつすみよし保育園さんの問題で言えば、聞くところによると委員をやっている何人かの方、私も知っていますのでいろいろお話聞きますけれども、民間委託先に丸投げみたいな議論、そのことだけは先ほど言ったように行政の責任というものをきちっと担保したうえでの話なんだということを是非委員の方々、関係者の方々に分かるように検討委員会を進めていただきたいというふうに思うのでありますが、その辺について再度答弁を求めて質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

議員ご質問のとおり、そのようになるよう実施をしたいというふうに考えております。

○1番（高橋道弘君） 質問を終わります。ありがとうございました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日9日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本会議終了後は、各常任委員会を開催していただき、付議議案等の審査をお願いいたします。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後3時47分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 鳴原利光

同 署名議員 高橋道也